

スターワン取引総合規定

2021年5月11日版

スターワン取引総合規定

第1条（適用範囲）

本規定は、次の各号の取引（以下、各号の取引を「個別取引」といい、また、各号の取引を総称して「スターワン取引」といいます。）に適用されます。

- (1) スターワン口座取引
- (2) キャッシュカード取引およびこれに付随するデビットカード取引
- (3) テレホンバンク取引
- (4) インターネット取引
- (5) 振込取引
- (6) その他スターワン口座を取引決済口座として行う当行取扱商品・サービスに関する取引

第2条（定義）

1. 本規定において「当行営業日」とは、日曜日その他銀行法で定められた銀行の休日を除く当行が営業を行う日をいいます。
2. 本規定において「振替」とは、第3条に定めるスターワン口座（以下「本口座」といいます。）における各預金間での資金移動を含む、本口座取扱店にある利用者名義の預金間での資金移動をいいます。
3. 本規定において「振込」とは、本口座から、当行または他の金融機関の国内本支店にある利用者名義および第三者名義の預金口座への振込をいいます。
4. 本規定において「ATM等」とは、現金自動預金機、現金自動払出機、自動振込機およびそれらの機能のいくつかを兼ね備えた機械のうち、当行および当行が提携した金融機関等のものをいいます。

第3条（スターワン口座取引）

1. 第1条第1項（1）のスターワン口座取引とは、本規定を承認のうえ次項に従い開設するスターワン口座にて取引できる預金商品（以下「スターワン預金」といいます。）の入金、払い戻しその他の取引（以下個々のスターワン預金の取引を「個別預金取引」、また、個別預金取引を総称して「スターワン預金取引」といいます。）をいいます。
2. 本口座の開設は、次の各号に定めるいずれかの方法によるものとします。
 1. 当行所定の申込書（以下「申込書」といいます。）によりスターワン取引に用いる印鑑または署名（サイン）（以下「届出印等」といいます。）を用いて手続きをする方法。
 2. 申込書によらず、当行ホームページその他電磁的方法で当行が通知する手順に従って手続きする方法。ただし、届出印等をスターワン取引に用いる場合は、所定の方法により別途届出が必要です。
 3. スターワン取引は、届出印等を用いることにより行うことができます。届出印等を届け出していない場合は、第4条に定めるキャッシュカードおよび「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（平成19年3月31日法律第22号。以下「犯罪収益移転防止法」といいます。）に定める本人確認資料（以下「公的本人確認書類」といいます。）を提示することによりスターワン取引を行うことができます。ただし、当行において別途定めがある場合は、この限りではありません。
 4. スターワン預金取引には、本規定のほか当行が別に定めるスターワン預金共通規定（以下「預金規定」といいます。）が適用されます。

第4条（キャッシュカード取引・デビットカード取引）

1. 当行は、スターワン円普通預金（以下本規定で「本普通預金」といいます。）について利用者に対してキャッシュカードを発行します。
2. 利用者が郵送、店頭でのお申し込みなど、前条第2項（1）に定める方法により口座開設した場合、当行は、キャッシュカードの暗証番号を、利用者の届出住所あてに郵便により通知します。通知された暗証番号は、変更することなくそのまま使用し、また当行ATM等、テレホンバンクまたはインターネットを利用して変更したうえ使用することができます。利用者が、インターネット（パソコン）、スマートフォンアプリでのお申し込みなど、前条第2項（2）に定める方法により口座開設した場合は、お申し込み時に利用者自身で設定した暗証番号を使用します。これらの暗証番号はキャッシュカード取引のために大変重要なものですので、第三者に教えたり、また、知られたりすることのないように責任をもって管理してください。
3. キャッシュカードの利用については、本規定に定める条項のほか当行が別に定めるスターワン・キャッシュカード取引規定（以下「カード規定」といいます。）の各条項が適用されます。
4. 前項のキャッシュカードは、デビットカード取引に利用できます。デビットカード取引には、本規定に定める条項のほか当行が別に定めるJ-Debitカード取引規定の各条項が適用されます。

第5条（テレホンバンク取引）

1. 利用者が、郵送、店頭でのお申し込みなど、第3条第2項（1）に定める方法により口座開設した場合、当行は、電話での取引が可能な個別取引について電話での取引（以下、本規定で「テレホンバンク取引」といいます。）を行う場合に必要となるテレホンバンク取引用暗証番号（以下「届出暗証番号」といいます。）を、利用者の届出住所あてに郵便により通知します。利用者が、インターネット（パソコン）、スマートフォンアプリでのお申し込みなど、第3条第2項（2）に定める方法により口座開設した場合は、お申し込み時に利用者自身で設定した届出暗証番号を使用します。前条第2項のキャッシュカード暗証番号は、届出暗証番号を兼ねるものとします。
2. テレホンバンク取引には、本規定に定める条項のほか当行が別に定めるスターワン・テレホンバンク取引規定（以下「テレホンバンク規定」といいます。）の各条項が適用されます。

第6条（インターネット取引）

1. インターネットを利用した取引が可能な個別取引について、利用者がインターネットを利用した取引（以下「インターネット取引」といいます。）を希望するときは、別途当行が定める東京スターダイレクト取引規定を承認のうえ、インターネット取引にかかる当行所定の方法により申し込んでください。
2. インターネット取引には、本規定に定める条項のほか取引の種類、内容に応じて、東京スターダイレクト取引規定が適用されます。
3. インターネット取引によりなされたスターワン取引に関し、本規定の条項と東京スターダイレクト取引規定の条項に齟齬があるときは、東京スターダイレクト取引規定の条項が優先して適用されます。

第7条（振込取引）

振込取引については、本規定に定める条項のほか当行が別に定める振込規定の条項が適用されます。

第8条（取引日付）

1. 当行営業日に受け付けた個別取引は、原則として、当該営業日を取引日とします。
2. 前項にかかわらず、当行営業日に受け付けた次の各号の取引は翌営業日付で取り扱います。ただし、
(2)の振込に必要な資金については、受付日に預金規定に定める手続きを省略して引き落としのうえお預かりします。
 - (1) 当行所定の時間外のテレホンバンク取引による振替取引
 - (2) 当行所定の時間外のテレホンバンク取引による振込取引なお、上記各号以外の取引であっても、取引を受け付けることのできる時間帯は、個別取引の種類、取引内容、営業店またはATM等ごとに異なることがあり、また、受付日または受付時間によっては翌営業日付の取り扱いとなることもありますので、詳しくは店頭等の表示または取扱店にてご確認ください。
3. 個別取引のうち当行が別途定める取引については、当行営業日以外の日に当該取引の受け付けを行います。この場合、受付日が取引日となるものと翌営業日付の取り扱いとなるものがありますので、詳しくは店頭等の表示または取扱店にてご確認ください。

第9条（取引の優先順位）

同一日付の取引が複数件ある場合、そのいずれから先に取り扱うかは、当行の任意とします。残高不足等により取り扱うことのできない取引がある場合には、その取引の依頼は取り消されたものとみなします。

第10条（取引の制限）

1. 本口座における預金の払い戻しおよび振込には、以下各号の制約があります。
 1. キャッシュカードによる預金払い戻しおよび振込は、デビットカード取引分を含めて合計で1日につき200万円を上限とします。
 2. テレホンバンク取引における事前に登録した口座への振込は、1回あたり1000万円を上限とします。
 3. テレホンバンク取引における事前に登録していない口座への振込は、1日につき5件かつ100万円以下とします。
 4. キャッシュカードによる預金の払い戻しおよび預け入れについては、それぞれ機器（機種）による制約がありますので、ATM等に表示されたご注意書または店頭でご確認ください。
2. 日本国籍を保有せずかつ永住権のない本邦に居住する利用者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期限を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。届け出た在留資格に変更があった場合、在留期間が超過した場合には一部取引を制限させていただくことがあります。
3. 当行は利用者の情報および具体的な取引の内容等を適切に管理するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限させていただくことがあります。
4. 前項の各種確認や資料の提出の依頼に対する利用者の回答、具体的な取引の内容、利用者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限させていただくことがあります。
5. 前3項に定めるいずれかの取引等の制限についても、利用者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関連法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと認める場

合、当行は速やかに前3項に基づく取引等の制限を解除いたします。

第11条（適用外国為替相場）

1. スターワン口座取引で異なる通貨間の為替取引を行うときは、当該外国為替相場（基準相場）に所定の為替手数料を加えた為替相場（電信売相場（TTS）または電信買相場（TTB））によりま
2. 為替取引に基づきまたは関連して生じることのあるリスクはすべて利用者に帰属し、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除いて、当行は責任を負いません。
3. 為替取引を行う際の計算方法は、円から外貨へ交換する際は円貨元本金額を電信売相場（TTS）で除し、算出された外貨金額の最少通貨単位未満は切り捨てます。外貨から円に交換する際は、外貨元本金額に電信買相場（TTB）を乗じ、算出された円貨金額の円未満は切り捨てます。なお、適用する為替相場と為替手数料は、別途当行が定めるものとし、商品や申込方法等によっても異なる場合があります。

第12条（取引の中止および再開）

1. キャッシュカード取引（デビットカード取引での利用を含みます。）において連続して当行所定の回数キャッシュカード暗証番号が不一致となった場合、当該キャッシュカードを無効とします。なお、キャッシュカード暗証番号と届出暗証番号が同一である利用者は、キャッシュカード取引、テレホンバンク取引およびインターネット取引を通じて、連続して当行所定の回数キャッシュカード暗証番号が不一致となった場合、当該キャッシュカードを無効とします。この場合には、次項に従い、キャッシュカードの再発行を受けるまでの間、届出暗証番号を利用するテレホンバンク取引およびインターネット取引も利用できません。
2. 前項によりキャッシュカードが無効となった場合、当行は、利用者が所定の書面によりキャッシュカードの再発行を依頼した場合に限り、キャッシュカードを再発行します。キャッシュカードの再発行には、当行所定の発行手数料がかかります。
3. テレホンバンク取引において、テレホンバンク規定第3条第3項(2)①に定める所定の回数連続して届出暗証番号が不一致となった場合、その後のテレホンバンク取引の依頼は一切受け付けません。
4. テレホンバンク取引において、テレホンバンク規定第3条第3項(2)②に定める所定の回数連続して届出第二暗証番号が不一致となった場合、その後のテレホンバンク取引による振込の依頼は一切受け付けません。
5. 第3項および第4項の場合に取引の再開を希望する場合は、当行所定の書面により、改めて新しい暗証番号等を届け出てください。
6. 第2項および前項の場合において、当行は、本人確認のための資料の提出を依頼することがあります。

第13条（譲渡・質入れの禁止）

本規定にかかる契約上の地位および一切の権利義務は、譲渡すること、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。ただし、当行がやむをえないものと認めるときは、スターワン預金についてのみ質入れを認めることがあります。この場合には、当行所定の手続きをとってください。

第14条（反社会的勢力と取引拒絶）

本口座は、第15条第4項(6)各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第15条第4項(6)

各号の一にでも該当する場合には、当行は本口座の開設をお断りするものとします。

第15条（本口座の解約、利用停止・強制解約）

1. 本口座を解約するとき、利用者は当行所定の書面に記名・押印または署名のうえ取扱店へその旨を申し出て下さい。なお、届出印等を届け出していない場合は当行所定の書面および公的本人確認書類を用いて申し出て下さい。
2. 当行が別途表示する一定の期間利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行は本口座の利用を停止し、または利用者に対して書面により通知したうえで本口座を解約することができます。また、法令にもとづく場合にも同様にできるものとします。
3. 前項により本口座の利用が停止された後、その解除を求める場合には、利用者は、次の各号に定めるものを持参のうえ、所定の書面により当行に申し出て下さい。この場合、当行は相当の期間をおき、追加的に必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
 - (1) 届出印による取引の場合：届出印および公的本人確認書類
 - (2) 届出印を紛失・喪失されている場合：実印、印鑑証明および公的本人確認書類
 - (3) 署名（サイン）による取引の場合：公的本人確認書類
 - (4) 届出印等を届け出していない場合：キャッシュカードおよび公的本人確認書類
4. 当行は、次の各号に定める事由が一つでも生じた場合には直ちに本口座の利用を停止することができ、また、利用者に対して書面により通知したうえで本口座を解約することができます。本口座の利用が停止された後、その解約を求める場合には、利用者は、届出印等および公的本人確認書類（届出印等を届け出していない場合はキャッシュカードおよび公的本人確認書類）を持参のうえ、所定の書面により当行に申し出て下さい。この場合、当行は相当の期間をおき、追加的に必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
 - (1) 本口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合
 - (2) 本口座が名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
 - (3) 本口座の名義人が第14条に違反した場合
 - (4) 本口座がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関連法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - (5) 本口座または個別預金取引が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - (6) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、利用者との取引を継続することが不適切である場合には、当行は本口座の利用を停止することができ、また、利用者に対して書面により通知したうえで本口座を解約することができます。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額をお支払いいただきます。
 - ① 利用者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 利用者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当するこ

とが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 利用者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

- 5. 第2項または前項により本口座を解約する場合、解約の通知の到達いかにかわらず、当行が当該通知を届出の氏名、住所に宛てて発信した時に本口座は解約されたものとします。
- 6. 当行が本条に基づき本口座を解約したときは、解約時における預金残高を解約時の通貨のままで当行はお預かりしますので、取扱店まで受け取りに来てください。ただし、定期預金については満期日までそのまま定期預金としてお預かりしますので、満期日に受け取りに来てください。この場合は、定期預金に自動継続の特約が付されていても自動継続の取り扱いはいたしません。また、当行はお預かりしている間の為替リスクについて一切責任を負いません。なお、ご返却に際し本人確認のために運転免許証等の公的写真付証明書の提示および同証明書の写しの提出をお願いすることがありますが、この場合、ご依頼した手続きの履行があるまで資金のお支払いを停止することがあります。

第16条（カードの紛失、届出事項の変更等）

- 1. 届出印章やキャッシュカードを失ったときまたは印章、氏名、住所、各種暗証番号その他の届出事項に変更があったときもしくは変更するときは、直ちに当行所定の方法によって当行に届け出てください。この場合に当行は、直ちにキャッシュカードを利用した個別取引停止の措置を講じるなど各預金規定、カード規定等の各条項に従い手続きします。
- 2. 前項の届出の前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がない限り、当行は責任を負いません。
- 3. 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第17条（成年後見人等の届出）

- 1. 利用者は、家庭裁判所の審判により、補助、保佐または後見が開始された場合には、直ちに成年後見

人等の氏名その他必要な事項を、それを証する書面を添えて当行所定の書面によって届け出てください。

預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届け出てください。

2. 利用者は、任意後見契約に基づき任意後見人を選任したときまたは家庭裁判所の審判により任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに任意後見人等の氏名その他必要な事項を、それを証する書面を添えて当行所定の書面によって届け出てください。
3. すでに補助、保佐、後見開始の審判を受けている場合または任意後見人および任意後見監督人の選任がなされている場合にも、利用者は、前二項と同様に届け出てください。
4. 前三項の届出事項に取消または変更が生じた場合にも、利用者は、同様に届け出てください。
5. 前各項の届出の前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がない限り、当行は責任を負いません。

第18条（免責事項）

1. 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名・暗証の届出がある場合には、署名・暗証）を届出の印鑑（または署名・暗証の届出がある場合には、署名・暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうは、それらの書類について偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた責任については、当行は責任を負いません。
2. 店頭での取引において、届出印等を届け出たらずキャッシュカードおよび公的本人確認書類を提示する場合、キャッシュカードおよび公的本人確認書類が利用者本人のものに相違ないと認めて取り扱いましたうは、偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
3. 電話による取引における依頼内容の不備、書面による取引における提出書類の記入不備、ATM等への誤入力など、当行の責によらない事由により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先のATM等を使用した場合の当行および提携先の責任についても同様とします。
4. やむを得ない事由による通信機器、回線、コンピュータ等の障害または災害、事変、輸送途中の事故、裁判所等公的機関の措置等により振替、振込等が遅延し、または、預金等の払い戻しが受けられない等の個別取引に支障が生じた場合でも、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

第19条（通知等）

1. 届出の氏名、住所またはメールアドレスに宛てて当行が通知または書類を発送した場合には、延着したときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
2. 当行の責によらない事由により発生した郵送上もしくは輸送上の事故あるいは通信機器、回線またはコンピュータ等の障害により前項の通知または書類が到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。また、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。
3. 届出の氏名、住所またはメールアドレスに宛てて当行が発送した通知または書類が未着で当行宛に返送または返信された場合、当行は、取引明細書等の送付を中止し、全部または一部の取引を制限できるものとします。

第20条（取引明細書）

1. スターワン口座取引では通帳または証書は発行されません。当行は、当行が別途定める時期・方法により通帳または証書の発行に代えて取引明細書を発行し郵送またはインターネット取引画面上に表示し、本口座における個別取引の取引状況・内容等を利用者に通知します。この取引明細書は取引状況をお知らせするものであり、預金債権証書となるものではありません。なお、当行は、お客さまからのお申し出がある場合には、個別取引の取引状況・内容等を通知しない取り扱いとすることができます。
2. 前項にかかわらず、当行が定める一定金額および一定期間のお取引がない場合には、取引明細書の郵送による発行はしません。ただし、この場合にも、お客さまからのお申し出があった場合には、当行所定の時期・方法により作成し、お客さまのお届出の住所に郵送します。
3. 取引明細書は、記載された取引期間において利用者との間にてなされた個別取引の取引状況・内容をお知らせする大変重要な書面であるため、内容をただちに確認いただき、不明な点または不審な点がありましたら、直ちに取引明細書に記載されている照会先または取扱店までご連絡ください。
4. 取引明細書を郵送で受け取る場合は、別途お渡しする「お取引明細書ファイル（ステートメントホルダー）」に綴じ込んで保管してください。新しいステートメントホルダーが必要な場合は、いつでも当行にご請求ください。
5. 当行が取引明細書を発行し、3ヵ月を経過しても利用者から取引明細書の内容につき照会等がない場合には、当行は、当該記載内容を利用者が確認され承認されたものとみなします。
6. 取引明細書の再発行が必要な場合は、原則として発行の日から5年以内に当行所定の書面によりご請求ください。ただし、取引明細書の再発行には当行所定の手数料が必要になります。

第21条（手数料）

当行がスターワン取引に関して手数料を定めた場合（その後の改定を含みます。）は、所定の手数料をお支払いください。この場合、当行は、預金規定所定の手続きを省略して本普通預金から当該金額を自動引き落としすることができるものとします。

第22条（本規定の変更）

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲示されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

第23条（保険事故発生時における利用者からの相殺）

当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合の利用者からする相殺は、預金規定の定めるところによります。

第24条（準拠法・管轄裁判所）

本規定および預金規定、テレホンバンク規定その他の関連する取引規定の準拠法は日本法とし、また、本口座および個別取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

スターワン預金共通規定

第 1 条(適用範囲)

1. このスターワン預金共通規定(以下本規定で「本規定」といいます。)は、スターワン取引総合規定(以下「スターワン取引規定」といいます。)第 3 条第 1 項に定めるスターワン口座で行われるスターワン預金取引に適用されます。
2. スターワン預金取引には、本規定のほかスターワン取引規定の条項が適用されます。

第 2 条(証券類の受け入れ)

1. 手形要件(特に振出日、受取人)、小切手要件(特に振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当行は、白地を補充する義務を負いません。
2. 手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取り立てできるもの(以下「証券類」といいます。)のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。
3. 手形、小切手を受け入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取り扱います。
4. 証券類の取り立てのため特に費用を要する場合には、当行所定の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

第 3 条(受入証券類の決済、不渡り)

1. 証券類は、受入店で取り立て、不渡り返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受け入れた証券類の金額にかかる預金の払い戻しはできません。
2. 受け入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、受入日付で受入金額を取り消し、その証券類は受入店で返却します。
3. 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものに限り、その証券類について権利保全の手続きをとりまします。

第 4 条(預金保険)

1. スターワン預金のうち円預金は預金保険の対象となりますが、預金保険の対象となる預金の種目、金額等については預金保険法(昭和 46 年 4 月 1 日法律第 34 号)の定めるところによります。
2. スターワン預金のうち外貨預金は預金保険の対象とはなりません。

第 5 条(外国為替相場)

スターワン預金取引における為替取引には、別に定める場合を除きスターワン取引規定第 11 条第 1 項に定める取引時における当行所定の外国為替相場(電信売相場(TTS)または電信買相場(TTB))が適用されます。ただし、取扱通貨国の諸事情により外国為替市場が閉鎖されている場合等には、スターワン預金取引の一部について取引できなくなることがあります。

第 6 条(届出事項の変更等)

1. 届出印章を失ったときまたは印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の書面によって当店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当行の責めに帰すべ

き事由がない限り当行は責任を負いません。

2. 届出印章を失った場合の預金の払い戻しまたは解約は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間を置き、また保証人を求めることがあります。

第7条(変更)

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することができます。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲載されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

第8条(預金者からの相殺)

1. 当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、預金者は、本条乃至第9条に従いスターワン預金と当行に対する借入金等の債務を相殺することができます。この場合に満期日が未到来の預金については、当該相殺額について期限が到来したものとします。
2. スターワン預金に預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも前項と同様の取り扱いとします。

第9条(相殺手続き)

前条に基づき相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

- (1) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名・押印して直ちに当行に提出してください。ただし、スターワン預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- (2) 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
- (3) 前記(1)による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

第10条(利息等の割合)

前条により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

- (1) スターワン預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
- (2) 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利息、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取り扱いについて当行の定めによるものとします。
- (3) 外国為替相場については、別途定める場合を除きスターワン取引規定第11条第1項に定める当行の計算実行時の当行所定の相場(電信売相場(TTS)または電信買相場(TTB))を適用するものとします。

第11条(その他)

第 8 条により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

以上

スターワン円普通預金規定

第 1 条（適用範囲）

本章の規定は、スターワン円普通預金（以下本規定で「本預金」といいます。）にかかる取引に適用されます。

第 2 条（預金への預け入れ）

本預金には、次の資金を受け入れます。

- (1) 現金
- (2) スターワン口座内の他の預金（口座）および取扱店にある同一名義の他の口座からの振替金
- (3) 証券類

第 3 条（振込金の受け入れ）

1. 本預金には、為替による振込金を受け入れます。
2. 本預金への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取り消します。

第 4 条（国内での預金の払い戻し）

1. 本預金を国内で払い戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出印等により記名・押印または署名をして提出してください。届出印等を届け出していない場合は、キャッシュカードおよび公的本人確認書類を提示してください。
2. 前項の払い戻しの手続きに加え、当該預金の払い戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求められることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまで払い戻しを行いません。
3. 本預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続きをしてください。
4. 同日中に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高を超えるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。
5. 当行および当行がオンライン現金自動払出機の共同利用による現金支払い業務を提携した金融機関等の現金自動払出機（現金自動預入払出機を含みます。以下、本項で「払出機」といいます。）を使用して預金の払い戻しをする場合には、払出機の画面表示等の操作手順に従って払出機にキャッシュカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。

第 5 条（利息）

本預金の利息は、毎日の最終残高（受け入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）について付利単位を 1 円として、毎年 2 月と 8 月の当行所定の日、当行ホームページまたは店頭

表示する毎日の本預金の利率によって計算（1年を365日とする日割り計算。割り算は最後に行います。）のうえ元本に組み入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

第6条（解約）

本預金は、スターワン口座を解約する場合にのみ解約できます。

第7条（他の規定の適用）

本預金はスターワン取引総合規定第3条第1項に基づき、スターワン預金として取り扱われ、本規定のほか、スターワン取引総合規定およびスターワン預金共通規定の各条項が適用されます。

第8条（本規定の変更）

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲載されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以上

スターワン外貨普通預金規定

第1条（適用範囲）

本規定は、スターワン外貨普通預金（以下本規定で「本預金」といいます。）にかかる取引に適用されます。

第2条（取引開始条件等）

1. 預入通貨は、当行が認める外国通貨のみとします。
2. 取引開始時の預入金額は、当行が預け入れを認める外国通貨の1通貨単位またはその小数点以下2桁まで（例えば米ドルの場合はUS\$0.01）とします。
3. 本預金の残高が当行所定の通貨単位以上を維持している期間については、本預金を「スターワン外貨普通預金（ポイント預金）」（以下「ポイント預金」といいます。）として取り扱います。

第3条（預金への預け入れ）

1. 本預金には、スターワン口座内の他の預金および取扱店にある同一名義の他の口座からの振替金を受け入れます。振替金が円預金からの場合はスターワン預金共通規定第5条に従い当行所定の為替レートにより該当通貨に換算したうえで受け入れます。また、振替金が異種の外貨預金からの場合は、スターワン取引総合規定第11条第1項に従い、いったん円貨に換算してその円貨を再度該当通貨に換算したうえで受け入れます。
2. 本預金には、本預金と同一通貨の被仕向送金為替代わり金を受け入れます。

第4条（ポイントの付与）

1. 本預金がポイント預金として取り扱われる場合には、その残高に応じてポイントが付与され、利息計算上優遇されます。
2. ポイント預金に付与されるポイントは、次のようになります。

- (1) ポイント預金の前日最終残高と当日最終残高を比較し、残高に変化がなければ1ポイントが付与されます。
- (2) ポイント預金の前日最終残高と当日最終残高を比較して残高が増加していれば、その増加率（当日残高を前日残高で除した数値。ただし、小数点第3位以下は切り捨てます。）に応じたポイントが付与されます。
- (3) 前各号で付与されたポイントが30ポイントに達した場合には、前利払日から当該時点までの期間の各ステージ利率に応じ計算した利息を、自動的に元本に組み入れ、ポイントは1に戻ります。前日最終残高と当日最終残高を比較し残高が減少した場合も同様とします。
- (4) 本預金の残高が当行所定の通貨単位未満となった場合は、前利払日から当該時点までの期間の各ステージ利率に応じ計算した利息を、自動的に元本に組み入れ、ポイント預金としての取り扱いを終了し、通常の普通預金として取り扱われます。
- (5) 当行は、本条に基づくポイント預金の取り扱いを当行の都合で変更または中止する場合があります。

第5条（ポイント預金とステージ）

1. 本預金がポイント預金として取り扱われる場合には、前条により付与されるポイントが30ポイントに達するたびにステージが1段階上がり、当行の定めるところにより適用金利の優遇が受けられます。ステージは第1ステージから第12ステージまで、および優遇ステージの13段階があります。第12ステージ終了後は優遇ステージの利率が適用されます。ただし、前日最終残高と当日最終残高を比較し残高が減少した場合には、その時点におけるステージのランクに関係なく常に第1ステージとなります。
2. 本預金の残高が当行所定の通貨単位未満となりポイント預金としての取り扱いができなくなった場合には、前項のステージ制による金利優遇措置も受けられなくなります。
3. 当行は、本条に基づくポイント預金の取り扱いを当行の都合で変更または中止する場合があります。

第6条（利息）

- (1) 本預金の残高が当行所定の通貨単位未満の場合の利息の計算は、毎日の最終残高1補助通貨単位以上について付利単位を1補助通貨単位として当行ホームページまたは店頭に表示する毎日の本預金の利率によって計算（1年を365日とする日割り計算。割り算は最後に行います。）のうえ毎月の当行所定の日に本預金に組み入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
- (2) 本預金がポイント預金として取り扱われる場合の利息計算は、前項及び第4条、第5条に従って取り扱われます。なお、各ステージでの優遇金利については当行が定める方法で掲示いたします。なお、これらの金利は金融情勢に応じて変更します。

第7条（他の規定の適用）

1. 本預金はスターワン取引総合規定第3条第1項に基づき、スターワン預金として取り扱われ、本規定のほか、スターワン取引総合規定およびスターワン預金共通規定の各条項が適用されます。
2. スターワン円普通預金規定第3条、第4条（ただし、第3項および第5項は除きます。）および第6条の規定は、本預金取引に適用されます。

第8条（本規定の変更）

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更すること

があります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲載されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以上

スターワン円定期預金規定

第1条（適用範囲）

本規定は、スターワン円定期預金（以下本規定で「本預金」といいます。）にかかる取引に適用されます。

第2条（預金への預け入れ）

本預金には、以下の資金を受け入れます。

1. 現金
2. スターワン口座内の他の預金および取扱店にある同一名義の他の口座からの振替金

第3条（期間・支払時期）

1. 本預金の期間は当行が別に定めるところにより取り扱いますので、預け入れ時にご希望の期間を選択してください。
2. 事前に自動継続の申し込みがない限り、本預金の元本は、満期日に、利息とともにスターワン円普通預金に入金します。

第4条（自動継続特約）

1. 本預金が自動継続定期預金の場合には、自動継続の特約に従い、満期日に、自動的に継続します。また、継続された預金についても同様とします。
2. 本預金の継続後の利率は、継続日（満期日）における当行所定の利率とします。
3. 自動継続を停止するときは、店頭・テレホンバンクでは満期日の前営業日、インターネットでは前日までに当行所定の方法によりその旨を当行に申し出てください。この申し出があったときは、本預金の元本は、満期日に、利息とともにスターワン円普通預金に入金します。

第5条（利息）

1. 本預金の利息は、毎月の預入日の応当日を利払日とし、直前の利払日から当該利払日の前日までの日数と預入日時点で約定された利率（以下、本規定で「約定利率」といいます。）により、第3項に従い計算され、各利払日にスターワン円普通預金に入金します。なお、第一回利払日においては預入日（継続をしたときはその継続日。以下、本規定において同様とします。）から当該利払日まで、満期日においては直前の利払日から満期日の前日までの日数により同様に取り扱いします。
2. 前項にかかわらず、預金者が6か月を超える預入期間の本預金について、預入時点で6か月複利の方法で計算することを選択した場合は、本預金の利息は次項に従い6か月複利の方法で計算し、満期日に本預金とともに支払います。なお、第一回利息計算日においては預入日（継続をしたときはその継続日。以下、本規定において同様とします。）から当該利息計算日の前日まで、満期日においては直前の利息計算日の翌日から満期日の前日までの日数により同様に取り扱いします。

3. 付利単位は1円とし、1年を365日とする日割り計算とします。なお、割り算は最後に行います。

第6条（期限前解約）

1. 本預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前にその全部または一部の解約をすることはできません。なお、当行は、本預金の一部の解約を、6か月超の預入期間の本預金のうち、預入日から6か月目の応当日を過ぎているものについてのみ取り扱います。また、一部解約は1万円以上とし、一部解約のなされた本預金が自動継続扱いである場合は、当行は一部解約後の預金残高について自動継続の取り扱いをします。
2. 当行がやむを得ないものと認めて本預金の全部または一部を満期日前に解約する場合には、その期限前解約利息は、預入日から解約日の前日までの日数と、預入日時点におけるその日数に相当する期間の本預金の利率（ただし、約定利率を上限とします。）から0.02%を差し引いた利率（ただし、0%を下限とします。）により計算し、解約元本とともに支払います。なお、前条第2項に基づく6か月複利計算の本預金について一部解約がなされる場合は、一部支払いする元本について利息を計算します。
3. 前項の解約利息の計算にあたり、解約元本に対して解約日前に支払われた利息がある場合は、当該利息分を差し引いて計算します。なお、解約利息が解約日前に支払われている利息に満たない場合は、払戻元金から精算します。

第7条（他の規定の適用）

本預金はスターワン取引総合規定第3条第1項に基づき、スターワン預金として取り扱われ、本規定のほか、スターワン取引総合規定およびスターワン預金共通規定の各条項が適用されます。

第8条（本規定の変更）

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲載されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以上

スターワン大口円定期預金規定

第1条（適用範囲）

本規定は、スターワン大口円定期預金（以下本規定で「本預金」といいます。）にかかる取引に適用されます。

第2条（利息）

1. 本預金の利息は、毎月の預入日の応当日を利払日とし、直前の利払日から当該利払日の前日までの日数と預入日に約定された利率（以下、本規定で「約定利率」といいます。）により、第3項に従い計算され、各利払日にスターワン円普通預金に入金します。ただし、第一回利払日においては預入日（継続をしたときはその継続日。以下、本規定において同様とします。）から当該利払日の前日まで、満期日においては直前の利払日から満期日の前日までの日数により同様に取り扱いします。

2. 前項にかかわらず、預金者が選択した場合は、本預金の利息は満期日にこの預金とともに支払います。
3. 付利単位は1円とし、1年を365日とする日割り計算とします。なお、割り算は最後に行います。

第3条（期限前解約）

1. 本預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
2. 当行がやむをえないものと認めて本預金を満期日前に解約する場合には、その期限前解約利息は、預入日から解約日の前日までの日数と、預入日時点におけるその日数に相当する期間のこの預金の利率（ただし、約定利率を上限とします。）から0.02%を差し引いた利率（ただし、0%を下限とします。）により計算し、解約元本とともに支払います。
3. 本預金の解約利息の計算にあたり、解約元本に対して解約日前に支払われた利息がある場合は、当該利息分を差し引いて計算します。なお、解約利息が解約日前に支払われている利息に満たない場合は、払戻元金から精算します。

第4条（他の規定の適用）

1. 本預金はスターワン取引総合規定第3条第1項に基づき、スターワン預金として取り扱われ、本規定のほか、スターワン取引総合規定およびスターワン預金共通規定の各条項が適用されます。
2. スターワン円定期預金規定第2条から第4条までの規定は、本預金に適用されます。

第5条（本規定の変更）

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲載されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以 上

スターワン外貨定期預金規定

第1条（適用範囲）

本規定は、スターワン外貨定期預金（以下本規定で「本預金」といいます。）にかかる取引に適用されます。

第2条（取引開始条件）

1. 預入通貨は、当行が認める外国通貨のみとします。
2. 取引開始時の預入金額は当行所定の通貨単位以上1補助通貨単位とします。

第3条（期間・支払時期）

1. 本預金の期間は当行が別に定めるところにより取り扱いますので、預入時にご希望の期間を選択してください。
2. 事前に自動継続の申し込みがない限り、本預金の元本は、満期日に、利息とともに同一通貨のスターワン外貨普通預金に入金します。

第4条（期限前解約）

本預金の満期前の解約はできません。

第5条（自動継続）

1. 本預金が自動継続外貨定期預金の場合は、満期日に、前回と同一期間の外貨定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
2. 本預金の継続後の利率は、継続日（満期日）における当行所定の利率とします。ただし、本預金の継続後の利率について別に定めたときは、その定めによるものとします。
3. 自動継続を停止するときは、店頭・テレホンバンクでは満期日の前営業日、インターネットでは前日までに、当行所定の方法により、その旨を当行に申し出てください。この申し出があったときは、本預金の元本は、満期日に、利息とともに同一通貨のスターワン外貨普通預金に入金します。

第6条（利息）

本預金の利息は、1補助通貨単位以上の残高について付利単位を1補助通貨単位として、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数および約定された利率によって計算（1年を365日とする日割り計算。割り算は最後に行います。）し、満期日に、同一通貨のスターワン外貨普通預金へ入金します。

第7条（他の規定の適用）

1. 本預金はスターワン取引総合規定第3条第1項に基づき、スターワン預金として取り扱われ、本規定のほか、スターワン取引総合規定およびスターワン預金共通規定の各条項が適用されます。
2. スターワン外貨普通預金規定第3条の規定は、本預金取引に適用されるものとします。

第8条（本規定の変更）

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲載されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以上

外貨定期預金「スターエリート」預金規定

第1条（適用範囲）

本規定は、外貨定期預金「スターエリート」（以下本規定で「本預金」といいます。）にかかる取引に適用されます。

第2条（取引開始条件）

1. 預入通貨は、当行が認める外国通貨のみとします。
2. 取引開始時の最低預入金額は当行が別に定める金額以上1補助通貨単位とします。

第3条（期間・支払時期）

1. 本預金の期間は当行が別に定めるところにより取り扱いますので、預入時にご希望の期間を選択してください。

2. 本預金の元本は、満期日に利息とともに同一通貨のスターワン外貨普通預金に入金します。

第4条（利息）

1. 本預金の利息は、預入日の6ヵ月毎の応当日を利払日とし、直前の利払日から当該利払日の前日までの日数と預入時点で約定された利率（以下本規定で「約定利率」といいます。）により第3項に従い計算され、各利払日に同一通貨のスターワン外貨普通預金に入金します。なお、第一回利払日においては預入日から当該利払日の前日まで、満期日においては直前の利払日から満期日の前日までの日数により同様に扱います。
2. 前項にかかわらず、預金者が預入時点で、満期日に利息を一括で受け取ることを選択した場合は、本預金の利息は、預入日の6ヵ月毎の応当日を利息計算日とし、6ヵ月複利計算にて計算のうえ、満期日に本預金とともに支払います。この場合、6ヵ月毎の計算期間は、直前の利息計算日から当該利息計算日の前日までの期間とします。なお、第一回利息計算日においては預入日から当該利息計算日の前日まで、満期日においては直前の利息計算日から満期日の前日までの日数により同様に利息を計算します。
3. 付利単位は1補助通貨とし、1年を365日とする日割り計算とします。なお、割り算は最後に行います。

第5条（期限前解約）

1. 預入日から当行所定の期間を経過するまで、本預金の全部または一部の満期日前における解約はできません。なお、一部解約における解約金額については、当行が別途定める金額以上とします。
2. 預入日から当行所定の期間経過後に、本預金の全部または一部を解約する場合には、その期限前解約利息は、預入日から解約日の前日までの日数と、当行所定の期限前解約利率により計算し、解約元本とともに支払います。当行は、期限前解約日までの預入期間のいかにかわらず、当行所定の期限前解約利率を適用します。
3. 前項による期限前解約元本に対して、すでに前条第1項に基づく利息が支払われている場合に、前項により算出された期限前解約利息が支払済み利息額に満たないときは、当該差額を期限前解約元本額から差し引いたうえで、期限前解約元本を支払います。

第6条（他の規定の適用）

1. 本預金はスターワン取引総合規定第3条第1項に基づき、スターワン預金として取り扱われ、本規定のほか、スターワン取引総合規定およびスターワン預金共通規定の各条項が適用されます。
2. スターワン外貨普通預金規定第3条の規定は、本預金に適用されます。

第7条（本規定の変更）

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲載されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以 上

ラダリング円定期預金規定

第1条（適用範囲）

本規定は、ラダリング円定期預金（以下「本預金」といいます。）にかかる取引に適用されます。

第2条（預金への預け入れ）

本預金には、以下の資金を受け入れます。

- (1) 現金
- (2) スターワン預金口座内の他の預金および取扱店にある同一名義の他の口座からの振替金

第3条（最低預入金額）

取引開始時の最低預入金額は、当行が別に定める金額以上1円単位とします。

第4条（預金の期間等）

1. 本預金の期間は、当行が別に定めるところにより取り扱いますので、預入時にご希望の期間を選択してください。
2. 本預金は原則自動継続される定期預金として取り扱います。自動継続される際は預入時に選択された最長期間の定期預金として継続されます。

第5条（自動継続）

1. 本預金は自動継続の特約に従い、満期日に、自動的に継続します。
また、継続された預金についても同様とします。
2. 本預金の継続後の利率は、継続日（満期日）における当行所定の利率とします。
3. 自動継続を停止するときは、店頭・テレホンバンクでは満期日の前営業日、インターネットでは前日までに当行所定の方法によりその旨を当行に申し出てください。この申し出があったときは、本預金の元本は、満期日に、利息とともにスターワン円普通預金に入金します。

第6条（利息）

1. 本預金の利息は、預入日の6ヵ月毎の応当日を利息計算日とし、6ヵ月複利計算にて計算のうえ、満期日に本預金とともに支払います。この場合、6ヵ月毎の計算期間は、直前の利息計算日から当該利息計算日の前日までの期間とします。なお、第一回利息計算日においては預入日から当該利息計算日の前日まで、満期日においては直前の利息計算日から満期日の前日までの日数により同様に利息を計算します。
2. 付利単位は1円とし、1年を365日とする日割り計算とします。なお、割り算は最後に行います。

第7条（期限前解約）

1. 本預金の全部または一部の満期日前における解約は当行が承諾した場合にのみできるものとします。なお、当行は、本預金の一部解約を預入日から6ヵ月目の応当日以降についてのみ取り扱います。一部解約は1万円以上とします。
2. 当行がやむをえないものと認め、本預金の全部または一部を解約する場合には、その期限前解約利息は、預入日から解約日の前日までの日数と、当行所定の期限前解約利率により計算し、解約元本とともに支払います。当行は、期限前解約日までの預入期間のいかにかわらず、当行所定の期限前解

約利率を適用します。

第8条（他の規定の適用）

本預金はスターワン取引総合規定第3条第1項に基づき、スターワン預金として取り扱われ、本規定のほか、スターワン取引総合規定およびスターワン預金共通規定の各条項が適用されます。

第9条（本規定の変更）

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲載されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以上

スターワン 1 週間円預金規定

第1条（適用範囲）

本規定は、スターワン1週間円預金（以下本規定で「本預金」といいます。）にかかる取引に適用されます。

第2条（預金への預け入れ）

本預金には、スターワン口座内の他の預金および取扱店にある同一名義の他の口座からの振替えにより、資金を受け入れます。

第3条（最低預入金額）

取引開始時の最低預入金額は、当行が別に定める金額以上1円単位とします。

第4条（預金の期間等）

1. 本預金の期間は、7日です。
2. 本預金は、原則自動継続される円預金として取り扱います。

第5条（自動継続の特約）

1. 本預金は本条に従い、満期日に、自動的に継続します。また、継続された預金についても同様とします。
なお、本預金の取り扱いが何らかの理由により中止となった場合、預金者への影響を十分勘案のうえ、当行が選定する異なる預金商品をもってこれに代えるものとします。
2. 本預金の継続後の利率は、継続日（満期日）における当行所定の利率とします。
3. 自動継続を停止するときは、店頭・テレホンバンクでは満期日の前営業日、インターネットでは前日までに当行所定の方法によりその旨を当行に申し出てください。この申し出があったときは、本預金の元本は、満期日に利息とともにスターワン円普通預金に入金します。

第6条（利息）

- (1) 本預金の利息は、満期日にスターワン円普通預金に入金します。
- (2) 付利単位は1円とし、1年を365日とする日割り計算とします。なお、割り算は最後に行います。

第7条（期限前解約）

1. 本預金の全部の満期日前における解約は当行が承諾した場合にのみできるものとします。なお、一部解約は認めません。
2. 当行がやむをえないものと認め、本預金の全部を満期日前に解約する場合には、その期限前解約利息は、預入日から解約日の前日までの日数と、当行所定の期限前解約利率により計算し、解約元本とともに支払います。

第8条（他の規定の適用）

本預金はスターワン取引総合規定第3条第1項に基づき、スターワン預金として取り扱われ、本規定のほか、スターワン取引総合規定およびスターワン預金共通規定の各条項が適用されます。

第9条（本規定の変更）

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲載されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以上

スターワン積立円定期預金規定

第1条（適用範囲）

本規定は、スターワン積立円定期預金（以下本規定で「本預金」といいます。）にかかる取引に適用されます。

第2条（預金への預け入れ）

本預金への預け入れは、指定の積立日に指定の金額をスターワン円普通預金より振り替える自動振替の方法によるほか、以下の資金を受け入れます。

- (1) 現金
- (2) スターワン預金口座内の他の預金および取扱店にある同一名義の他の口座からの振替金

第3条（自動振替）

1. 毎月、満期日の前月応当日までの指定の積立日（以下「積立日」といいます。）には指定の金額（以下「振替金額」といいます。）を当行所定の払戻請求書なしでスターワン円普通預金から自動的に引き落とし、本預金へ預け入れます。振替金額は1千円以上の金額で指定してください。ただし、自動振替以外の預入方法のみご利用の場合は、振替金額は0円で指定してください。
2. 積立日にスターワン円普通預金の支払い可能残高が振替金額に満たない場合は、当行より通知することなく、当該積立日の属する月の自動振替をいたしません。
3. 本預金の預入期間中に自動振替の指定内容を変更する場合または預入期間中に自動振替の一時中止もしくは再開をする場合は、当行所定の方法によりその旨を当行に申し出てください。

第4条（期間・支払時期）

1. 本預金の預入期間は当行が別に定めるところにより取り扱いますので、預入時にご希望の期間を選択し

てください。

2. 前項の預入期間中は、満期日の前月応当日までの間、第3条1項の積立日にかかわらず、当行営業日であればいつでも本預金に追加で預け入れを行うことができます。追加預け入れの場合は、1千円以上の金額で指定してください。
3. 本預金の元本は、満期日に、利息とともにスターワン円普通預金に入金します。
4. 本預金の預入期間を延長する場合は、本預金の満期日の前営業日までに所定の方法により申し出てください。

第5条（利息）

1. 本預金の利息は、毎年2月と8月の当行所定の日および満期日を利払日とし、直前の利払日から当該利払日の前日までの日数と直前の利払日の利率により第2項に従い計算され、各利払日にスターワン円普通預金に入金します。なお、第一回利払日においては預入日から当該利払日の前日まで、満期日には直前の利払日から満期日の前日までの日数により同様に扱います。
2. 付利単位は1円とし、1年を365日とする日割り計算とします。なお、割り算は最後に行ないます。

第6条（期限前解約）

1. 本預金の全部または一部の満期日前における解約は、当行が承諾した場合にのみできるものとします。なお、当行は本預金の一部解約を預入日から6ヵ月目の応当日以降についてのみ取り扱います。また、一部解約は1千円以上とします。
2. 当行がやむをえないものと認め、本預金の全部または一部を満期日前に解約する場合には、直前の利払日から解約日の前日までの日数は解約元本について無利息の取り扱いとします。

第7条（預金連動型ローン商品との相殺）

1. 本預金はローン商品の借入れ要項および規定にかかわらず預金連動型ローン商品の相殺計算対象預金（以下「対象預金」といいます。）とします。
2. 預金連動型ローン商品の利息計算の対象となる元本（以下「付利残高」といいます。）の計算における対象預金の控除の順は、当行が別に定めるものとします。
3. 対象預金となっている本預金の利息は第5条にかかわらず無利息とします。ただし、対象預金とならない本預金の残高については第5条に従い付利されるものとします。

第8条（ポイントの付与）

1. 本預金の預入期間中、毎月末の本預金残高1千円あたり0.1ポイントで計算するポイントを付与します（0.1ポイント未満は切り捨てます。）。ポイントは毎月1日に付与し、付与されたポイントの交換は、当行が別に定める方法によるものとします。
2. 直前のポイント計算日から当該ポイント計算日までに本預金の全部または一部につき期限前解約がある場合、解約金額1千円あたり0.1ポイント（0.1ポイント未満は切り捨てます。）をポイント残高から差し引きます。
3. 保有するポイント残高が当行において別に定めるポイント残高の上限に達する場合は、上限を超える部分についてポイントは付与されないものとします。
4. 本預金の満期日もしくは期限前解約日の翌年3月末日に保有ポイントは失効します。また、預金者につ

き相続が開始した場合、相続開始時点で保有ポイントは失効します。

5. 当行は本条に基づくポイントの取り扱いについて、いつでも当行の都合で変更または中止することができます。

第9条（他の規定の適用）

本預金は、スターワン取引総合規定第3条第1項に基づき、スターワン預金として取り扱われ、本規定のほか、スターワン取引総合規定およびスターワン預金共通規定の各条項が適用されます。

第10条（本規定の変更）

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲載されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以上

右肩上がり円定期＜仕組み預金＞満期日繰上特約付円定期預金規定

第1条（適用範囲）

本規定は、満期日繰上特約付円定期預金（以下本規定で「本預金」といいます。）および本預金の募集期間にかかる取引に適用されます。

第2条（商品性）

1. 本預金は、当行が当初満期日以外に満期日選択権行使日を満期日として選択することができる権利を有する定期預金です。
2. 本預金の商品性については、本規定のほか、当行所定の契約締結前交付書面（商品説明書）をよくお読みください。

第3条（自己責任の原則）

本預金は、その商品内容、リスクおよび重要事項を十分に理解し、自己の判断と責任においてお申し込みください。

第4条（預金への預け入れ）

本預金は預け入れの都度、当行所定の方法によりお申し込みください。預け入れの可否については、当行の判断によるものとします。

第5条（預り口）

本預金をお申し込みいただき預け入れを受けてから設定日までの間の預金は、当行所定の預り口にてお預かりします。

第6条（最低預入金額）

取引開始時の最低預入金額は、当行が別に定める金額以上1円単位とします。

第7条（預金の期間・満期日）

本預金の預入期間および満期日は当行が別に定めるものとします。

第8条（預入元本の支払い）

本預金の元本は、満期日に、利息とともにスターワン円普通預金に入金いたします。ただし、当行が満期日選択権を行使した場合には、当初預入時に約定した満期日選択権行使日が本預金の満期日となり、当行は当該満期日に本預金の元本を利息とともにスターワン円普通預金に入金いたします。自動継続の扱いはありません。

第9条（利息）

1. 預り口預入期間中の利息は設定日を利払日とし、設定日から満期日までの利息は設定日から1年毎の応当日を利払日として、各利払日に次のとおり支払います。
 - (1) 預入時点から設定日まで
預り口の利息については、設定日にスターワン円普通預金に入金する方法により支払います。
 - (2) 設定日から第1回金利上昇日まで
直前の利払日から当該利払日の前日までの日数と預入時点で約定された利率（以下本規定で「約定利率」といいます。）により、第2項に従い計算され、各利払日にスターワン円普通預金口座に入金いたします。なお、第一回利払日においては設定日から当該利払日の前日までの日数により同様に取り扱いします。
 - (3) 第1回金利上昇日から満期日選択権行使日まで
直前の利払日から当該利払日の前日までの日数と預入時点で約定された第1回金利上昇日の約定利率により、第2項に従い計算され、各利払日にスターワン円普通預金に入金いたします。当行が満期日選択権を行使し、満期日選択権行使日が満期日として取り扱われた場合の満期日においては直前の利払日から満期日の前日までの日数により同様に取り扱いします。
 - (4) 当行が満期日選択権を行使しなかった場合の満期日選択権行使日から当初満期日まで
直前の利払日から当該利払日の前日までの日数と預入時点で約定された満期日選択権行使日後の約定利率により、第2項に従い計算され、各利払日にスターワン円普通預金に入金いたします。満期日においては直前の利払日から満期日の前日までの日数により同様に取り扱いします。
2. 本預金の利息は単利計算とします。付利単位は1円とし、1年を365日とする日割り計算とします。なお、割り算は最後に行います。

第10条（中途解約）

1. 本預金は次の各号の事由が生じ、かつ当行がやむを得ないものと認めたときを除き、満期日前の中途解約ができません（第5条に基づき預り口に預け入れされている期間を含みます。）。
 - (1) 預金者につき相続の開始があったとき。
 - (2) 預金者が天変地異その他の不可抗力により財産の大部分を滅失したとき。
 - (3) 預金者が疾病により生計の維持ができなくなったとき。
 - (4) 前記(1)から(3)までのほか、本預金の中途解約を当行がやむを得ないものと認めたとき。
2. 前項(1)から(4)までのいずれかにより本預金を中途解約する場合、利息は付されません。また、中途解約に伴い発生するデリバティブ取引の解約による清算金を当行所定の計算により算出し、その算出額を違約金とします。そのため、中途解約の際には、違約金を、払い戻す預入元本から差し引きます。

第11条（他の規定の適用）

本預金はスターワン取引総合規定第3条第1項に基づき、スターワン預金として取り扱われ、本規定のほか、スターワン取引総合規定およびスターワン預金共通規定の各条項が適用されます。

第12条（本規定の変更）

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲載されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以 上

外国為替レート参照型円定期預金＜仕組み預金＞「円活」預金規定

第1条（適用範囲）

本規定は、外国為替レート参照型円定期預金（以下本規定で「本預金」といいます。）および本預金の募集期間にかかる取引に適用されます。

第2条（商品性）

1. 本預金は、円で元本をお預けいただく預金ですが、判定日の為替レートが特約レートより円高になった場合に、元本が相対通貨（外貨）に交換されて払い戻される特約がついています。相対通貨は当行が別に定める通貨とします。
2. 判定日の為替レートが特約レートと同値または特約レートより円安になった場合、基準金利が適用されます。判定日の為替レートが特約レートよりも円高になった場合は、基準金利にプレミアム金利が追加された金利が適用されます。
3. 本預金の商品性については、本規定のほか、当行所定の契約締結前交付書面（商品説明書）をよくお読みください。

第3条（自己責任の原則）

本預金は、その商品内容、リスクおよび重要事項を十分に理解し、自己の判断と責任においてお申し込みください。

第4条（預金への預け入れ）

本預金は預け入れの都度、当行所定の方法によりお申し込みください。預け入れの可否については、当行の判断によるものとします。

第5条（預り口）

本預金をお申し込みいただき預け入れを受けてから設定日までの間の預金は、当行所定の預り口にてお預かりします。

第6条（最低預入金額）

取引開始時の最低預入金額は、当行が別に定める金額以上1円単位とします。

第7条（預入期間・満期日）

本預金の預入期間および満期日は当行が別に定めるものとします。

第8条（基準レート・特約レート）

1. 本規定において基準レートとは、設定日の東京時間10時に市場実勢相場を参照し当行が定める、預入通貨と相対通貨間の為替レートをいいます。
2. 本規定において特約レートとは、本預金の元本が相対通貨（外貨）に交換されて払い戻されるか否かを判定するレートをいい、募集時に基準レートとの差を円単位で発表します。

第9条（預金元本の支払い）

本預金の元本は、判定日（原則、満期日の5営業日前をいいます。）の東京時間15時に市場実勢相場を参照し当行が定める為替レートが、特約レートと同値または特約レートよりも円安になった場合は、満期日にスターワン円普通預金口座に振替入金され、判定日の為替レートが特約レートより円高になった場合は、基準レートにて円貨から相対通貨に交換され相対通貨と同一通貨のスターワン外貨普通預金に振替入金されます。自動継続の扱いはありません。

第10条（利息）

1. 預り口の利息は、当行所定の金利が適用されるものとします。
2. 設定日から満期日までの利息については、以下のとおり決定され、支払われるものとします。
 - (1) 利息は満期日に一括して支払われるものとします。
 - (2) 判定日の為替レートが、特約レートと同値または特約レートよりも円安になった場合は、本預金募集時に当行が定めた基準金利を約定利率として適用します。
 - (3) 判定日の為替レートが、特約レートより円高になった場合は、本預金募集時に当行が定めた基準金利にプレミアム金利を加算した金利を約定利率として適用します。
3. 本預金の元本の払戻通貨の種類にかかわらず、利息の支払通貨は円となります。
4. 本預金の利息は、単利計算とします。
5. 付利単位は1円単位とし、1年を365日とする日割り計算とします。

なお、割り算は最後に行います。

第11条（利息の支払方法）

1. 預り口の利息については、設定日にスターワン円普通預金に入金する方法により支払います。
2. 第10条2項により決定された本預金の利息は、満期日にスターワン円普通預金に入金する方法により支払います。

第12条（中途解約）

1. 本預金は次の各号の事由が生じ、かつ当行がやむを得ないものと認めたときを除き、満期日前の中途解約ができません（第5条に基づき預り口に預け入れられている期間を含みます。）。
 - (1) 預金者につき相続の開始があったとき。
 - (2) 預金者が天変地異その他の不可抗力により財産の大部分を滅失したとき。
 - (3) 預金者が疾病により生計の維持ができなくなったとき。
 - (4) 前記(1)から(3)までのほか、本預金の中途解約を当行がやむを得ないものと認めたととき。
2. 前項(1)から(4)までのいずれかにより本預金を中途解約する場合、利息は付されません。また、中途解

約に伴い発生するデリバティブ取引の解約による清算金を当行所定の計算により算出し、その算出額を違約金とします。そのため、中途解約の際には、違約金を、払い戻す預入元本から差し引きます。

第13条（他の規定の適用）

本預金はスターワン取引総合規定第3条第1項に基づき、スターワン預金として取り扱われ、本規定のほか、スターワン取引総合規定およびスターワン預金共通規定の各条項が適用されます。

第14条（本規定の変更）

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲載されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以上

外国為替レート参照型オフセット定期預金＜仕組み預金＞（円預入タイプ／外貨預入タイプ） 預金規定

第1条（適用範囲）

本規定は、外国為替レート参照型オフセット定期預金＜仕組み預金＞（円預入タイプ／外貨預入タイプ）（以下本規定で「本預金」といいます。）および本預金の募集期間にかかる取引に適用されます。

第2条（商品性）

1. 本預金は、円または当行が別に定める通貨（外貨）で元本をお預けいただく預金です。円預入タイプは、判定日の為替レートが特約レートより円高になった場合に元本が相対通貨（外貨）に交換されて払い戻しされ、外貨預入タイプは、判定日の為替レートが特約レートより円安になった場合に元本が相対通貨（円）に交換されて払い戻される特約がついています。相対通貨は当行が別に定める通貨とします。
2. 元本が相対通貨に交換される場合、交換する為替レートは特約レートを適用します。
3. 本預金の商品性については、本規定のほか、当行所定の契約締結前交付書面（商品説明書）をよくお読みください。

第3条（自己責任の原則）

本預金は、その商品内容、リスクおよび重要事項を十分に理解し、自己の判断と責任においてお申し込みください。

第4条（預金への預け入れ）

本預金は預け入れの都度、当行所定の方法によりお申し込みください。預け入れの可否については、当行の判断によるものとします。

第5条（預り口）

本預金をお申し込みいただき預け入れを受けてから設定日までの間は、当行所定の預り口にてお預かりします。

第6条（最低預入金額）

取引開始時の最低預入金額は、当行が別に定める金額以上1円単位、または1補助通貨単位とします。

第7条（預入期間・満期日）

本預金の預入期間および満期日は当行が別に定めるものとします。

第8条（基準レート・特約レート）

1. 本規定において基準レートとは、設定日の東京時間10時に市場実勢相場を参照し当行が定める、預入通貨と相対通貨間の為替レートをいいます。
2. 本規定において特約レートとは、本預金の元本が相対通貨に交換されて払い戻されるか否かを判定するレートをいいます。募集時に基準レートとの差を円単位で発表します。

第9条（預金元本の支払い）

本預金の元本は、判定日（原則、満期日の5営業日前をいいます。）の東京時間15時に市場実勢相場を参照し当行が定める為替レートと特約レートを基に、第2条1項の方法で払戻通貨が決定されます。元本が相対通貨に交換される場合は、特約レートにて預入通貨から相対通貨に交換され相対通貨と同一通貨のスターワン普通預金に振替入金されます。自動継続の取り扱いはありません。

第10条（利息）

1. 預り口の利息は、当行所定の金利が適用されるものとします。
2. 設定日から満期日までの利息は、預入時点で約定された利率（以下本規定で「約定利率」といいます。）が適用されるものとします。なお、為替レートの動きによる約定利率の変動はありません。
3. 本預金の元本の払戻通貨の種類にかかわらず、利息の支払いは預入通貨で行います。
4. 本預金の利息は、単利計算とします。
5. 付利単位は1円単位、または1補助通貨単位とし、1年を365日とする日割り計算とします。なお、割りは最後に行います。

第11条（利息の支払方法）

1. 利息は満期日に一括して支払われるものとします。
2. 預り口の利息は、設定日に預入通貨と同一通貨のスターワン普通預金に入金する方法により支払います。
3. 第10条2項により決定された本預金の利息は、満期日に預入通貨と同一通貨のスターワン普通預金に入金する方法により支払います。

第12条（中途解約）

1. 本預金は次の各号の事由が生じ、かつ当行がやむを得ないものと認めるときを除き、満期日前の中途解約ができません（第5条に基づき預り口に預け入れられている期間を含みます。）。
 - (1) 預金者につき相続の開始があったとき。
 - (2) 預金者が天変地異その他の不可抗力により財産の大部分を滅失したとき。
 - (3) 預金者が疾病により生計の維持ができなくなったとき。
 - (4) 前記(1)から(3)までのほか、本預金の中途解約を当行がやむを得ないものと認めるとき。
2. 前項(1)から(4)までのいずれかにより本預金を中途解約する場合、利息は付されません。また、中途解

約に伴い発生するデリバティブ取引の解約による清算金を当行所定の計算により算出し、その算出額を違約金とします。そのため、中途解約の際には、違約金を、払い戻す預入元本から差し引きます。

第13条（預金連動型ローン商品との相殺）

1. 本預金はローン商品の借入要項および規定にかかわらず、預金連動型ローン商品の相殺計算対象預金（以下「対象預金」といいます。）とします。
2. 預金連動型ローン商品の利息計算の対象となる元本（以下「付利残高」といいます。）の計算における対象預金の控除の順は、当行が別に定めるものとします。
3. 本預金の外貨預入タイプについては、銀行所定の為替レートで円貨換算額を算出した上で付利残高を計算します。

第14条（他の規定の適用）

本預金はスターワン取引総合規定第3条第1項に基づき、スターワン預金として取り扱われ、本規定のほか、スターワン取引総合規定およびスターワン預金共通規定の各条項が適用されます。

第15条（本規定の変更）

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲載されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以上

右肩上がり外貨定期<仕組み預金>満期日繰上特約付外貨定期預金規定

第1条（適用範囲）

本規定は、満期日繰上特約付外貨定期預金（以下本規定で「本預金」といいます。）および本預金の募集期間にかかる取引に適用されます。

第2条（商品性）

1. 本預金は、当行が当初満期日以外に満期日選択権行使日を満期日として選択することができる権利を有する定期預金です。
2. 本預金の商品性については、本規定のほか、当行所定の契約締結前交付書面（商品説明書）をよくお読みください。

第3条（自己責任の原則）

本預金は、その商品内容、リスクおよび重要事項を十分に理解し、自己の判断と責任においてお申し込みください。

第4条（預金への預け入れ）

本預金は預け入れの都度、当行所定の方法によりお申し込みください。預け入れの可否については、当行の判断によるものとします。

第5条（預り口）

本預金をお申し込みいただき預け入れを受けてから設定日までの間の預金は、当行所定の預り口にてお預かりします。

第6条（最低預入金額）

取引開始時の最低預入金額は、当行が別に定める金額以上1補助通貨単位とします。

第7条（預入通貨）

預入通貨は、当行が別途定める通貨とします。

第8条（預入期間・満期日）

本預金の預入期間および満期日は通貨ごとに当行が別に定めるものとします。

第9条（預入元本の支払い）

本預金の元本は、満期日に、利息とともに本預金と同一通貨のスターワン外貨普通預金に入金します。ただし、当行が満期日選択権を行使した場合には、当初預入時に約定した満期日選択権行使日が本預金の満期日となり、当行は当該満期日に本預金の元本を利息とともに同一通貨のスターワン外貨普通預金に入金します。

第10条（利息）

1. 本預金の利息は、預金者が預入時点で、設定日から1年ごとの応当日を利払日とし、各利払日に次のとおり支払います。

(1) 預入時点から設定日まで

預り口の利息については、設定日に元本と同一通貨のスターワン外貨普通預金に入金する方法により支払います。

(2) 設定日から第1回金利上昇日まで

直前の利払日から当該利払日の前日までの日数と預入時点で約定された利率（以下、「約定利率」といいます。）により、第2項に従い計算され、各利払日に同一通貨のスターワン外貨普通預金に入金します。なお、第一回利払日においては設定日から当該利払日の前日までの日数により同様に取り扱いします。

(3) 第1回金利上昇日から満期日選択権行使日まで

直前の利払日から当該利払日の前日までの日数と預入時点で約定された第1回金利上昇日の約定利率により、第2項に従い計算され、各利払日に同一通貨のスターワン外貨普通預金に入金します。当行が満期日選択権を行使し、満期日選択権行使日が満期日として取り扱われた場合の満期日においては直前の利払日から満期日の前日までの日数により同様に取り扱いします。

(4) 当行が満期日選択権を行使しなかった場合の満期日選択権行使日から当初満期日まで

直前の利払日から当該利払日の前日までの日数と預入時点で約定された満期日選択権行使日後の約定利率により、第2項に従い計算され、各利払日に同一通貨のスターワン外貨普通預金に入金します。満期日においては直前の利払日から満期日の前日までの日数により同様に取り扱いします。

2. 本預金の利息は単利計算とします。付利単位は1補助通貨単位とし、1年を365日とする日割り計算とします。なお、割り算は最後に行います。

第11条（中途解約）

1. 本預金は次の各号の事由が生じ、かつ当行がやむを得ないものと認めるときを除き、満期日前の中途解約ができません（第5条に基づき預り口に預け入れされている期間を含みます。）。
 - (1) 預金者につき相続の開始があったとき。
 - (2) 預金者が天変地異その他の不可抗力により財産の大部分を滅失したとき。
 - (3) 預金者が疾病により生計の維持ができなくなったとき。
 - (4) 前記(1)から(3)までのほか、本預金の中途解約を当行がやむを得ないものと認めるとき。
2. 前項(1)から(4)までのいずれかにより本預金を中途解約する場合、利息は付されません。また、中途解約に伴い発生するデリバティブ取引の解約による清算金を当行所定の計算により算出し、その算出額を違約金とします。そのため、中途解約の際には、違約金を、払い戻す預入元本から差し引きます。

第12条（他の規定の適用）

本預金はスターワン取引総合規定第3条第1項に基づき、スターワン預金として取り扱われ、本規定のほか、スターワン取引総合規定およびスターワン預金共通規定の各条項が適用されます。

第13条（本規定の変更）

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲載されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以上

外国為替レート参照型ジャンプアップ外貨定期預金＜仕組み預金＞預金規定

第1条（適用範囲）

本規定は、外国為替レート参照型ジャンプアップ外貨定期預金＜仕組み預金＞（以下本規定で「本預金」といいます。）にかかる取引に適用されます。

第2条（商品性）

1. 本預金は、当行が別に定める通貨（外貨）で元本をお預けいただく預金ですが、判定日（満期日の5営業日前をいいます。）の為替レートが基準レートと同値または基準レートより円安になった場合に、元本が相对通貨（円）（以下本規定で「相对通貨」といいます。）に交換されて払い戻される特約がついています。
2. 元本が相对通貨に交換される場合、交換する為替レートは特約レートを適用します。
3. 本預金の商品性については、本規定のほか、当行所定の商品説明書をよくお読みください。

第3条（自己責任の原則）

本預金は、その商品内容、リスクおよび重要事項を十分に理解し、自己の判断と責任においてお申し込みください。

第4条（預金への預け入れ）

本預金は預け入れの都度、当行所定の方法によりお申し込みください。預け入れの可否については、当行

の判断によるものとします。

第5条（預り口）

本預金をお申し込みいただき預け入れを受けてから設定日までの間は、当行所定の預り口にてお預かりします。

第6条（最低預入金額）

取引開始時の最低預入金額は、当行が別に定める金額以上1補助通貨単位とします。

第7条（預入期間・満期日）

本預金の預入期間および満期日は当行が別に定めるものとします。

第8条（基準レート・特約レート）

1. 本規定において基準レートとは、本預金の元本が相対通貨に交換されて払い戻されるか否かを判定する、本預金設定日の東京時間10時に市場実勢相場を参照し当行が定める預入通貨と相対通貨間の為替レートをいいます。
2. 本規定において特約レートとは、元本が相対通貨に交換される場合に適用するレートをいいます。募集時に基準レートとの差を円単位で発表します。

第9条（預金元本の支払い）

本預金の元本は、判定日の東京時間15時に市場実勢相場を参照し当行が定める為替レートと基準レートを基に、第2条1項の方法で払戻通貨が決定されます。元本が相対通貨に交換される場合は、特約レートにて預入通貨から相対通貨に交換されスターワン普通預金に振替入金されます。自動継続の取り扱いはありません。

第10条（利息）

1. 預り口の利息は、当行所定の金利が適用されるものとします。
2. 設定日から満期日までの利息は、当行所定の金利が適用されるものとします。なお、為替レートの動きによる約定利率の変動はありません。
3. 本預金の元本の払戻通貨の種類にかかわらず、利息の支払いは預入通貨で行います。
4. 本預金の利息は、単利計算とします。
5. 付利単位は1補助通貨単位とし、1年を365日とする日割り計算とします。

第11条（利息の支払方法）

1. 預り口の利息は、設定日に預入通貨と同一通貨のスターワン普通預金に入金する方法により支払います。
2. 第10条2項により決定された本預金の利息は、設定日から1年ごとの応当日を利払日とし、直前の利払日から当該利払日の前日までの日数と約定利率により、第10条5項に従い計算され、各利払日に預入通貨と同一通貨のスターワン普通預金に入金します。なお、第一回利払日においては設定日から当該利払日の前日まで、満期日においては直前の利払日から満期日の前日までの日数により同様に取り扱いします。
3. 前項にかかわらず、預金者が預入期間1年以下を選択した場合は、本預金の利息は満期日に元本とともに支払います。

第12条（中途解約）

1. 本預金は次の各号の事由が生じ、かつ当行がやむを得ないものと認めたときを除き、満期日前の中途解約ができません（第5条に基づき預り口に預け入れされている期間を含みます）。
 - (1) 預金者につき相続の開始があったとき。
 - (2) 預金者が天変地異その他の不可抗力により財産の大部分を滅失したとき。
 - (3) 預金者が疾病により生計の維持ができなくなったとき。
 - (4) 前記(1)から(3)までのほか、本預金の中途解約を当行がやむを得ないものと認めたとき。
2. 前項(1)から(4)までのいずれかにより本預金を中途解約する場合、利息は付されません。また、中途解約に伴い発生するデリバティブ取引の解約による清算金を当行所定の方法により算出し、その算出額を違約金とします。そのため、中途解約の際には、違約金を、払い戻す預入元本から差し引きます。

第13条（他の規定の適用）

本預金はスターワン取引総合規定第3条1項に基づき、スターワン預金として取り扱われ、本規定のほか、スターワン取引総合規定およびスターワン預金共通規定の各条項が適用されます。

第14条（本規定の変更）

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲載されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以 上

スタードリーム円定期＜仕組み預金＞満期日繰上特約付円定期預金規定

第1条（適用範囲）

本規定は、スタードリーム円定期＜仕組み預金＞満期日繰上特約付円定期預金（以下本規定で「本預金」といいます。）および本預金の募集期間にかかる取引に適用されます。

第2条（商品性）

1. 本預金は、当行が当初満期日以外に満期日選択権行使日を満期日として選択することができる権利を有する定期預金です。
2. 本預金の商品性については、本規定のほか、当行所定の契約締結前交付書面（商品説明書）をよくお読みください。

第3条（自己責任の原則）

本預金は、その商品内容、リスクおよび重要事項を十分に理解し、自己の判断と責任においてお申し込みください。

第4条（預金への預け入れ）

本預金は預け入れの都度、当行所定の方法によりお申し込みください。預け入れの可否については、当行の判断によるものとします。

第5条（預り口）

本預金をお申し込みいただき預け入れを受けてから設定日までの間の預金は、当行所定の預り口にてお預かりします。

第6条（最低預入金額）

取引開始時の最低預入金額は、当行が別に定める金額以上1円単位とします。

第7条（預金の期間・満期日）

本預金の預入期間および満期日は当行が別に定めるものとします。

第8条（預入元本の支払い）

本預金の元本は、満期日に、利息とともにスターワン円普通預金に入金いたします。ただし、いずれかの満期日選択権行使日に当行が満期日選択権を行使した場合には、満期日が繰り上がって当該満期日選択権行使日が本預金の満期日となり、当行は当該満期日に本預金の元本を利息とともにスターワン円普通預金に入金いたします。自動継続の扱いはありません。

第9条（利息）

1. 預り口預入期間中の利息は設定日を利払日とし、設定日から満期日までの利息は設定日から1年毎の応当日を利払日として、各利払日に次のとおり支払います。
 - (1) 預入時点から設定日まで
預り口の利息については、設定日にスターワン円普通預金に入金する方法により支払います。
 - (2) 設定日から満期日まで
設定日または直前の利払日から当該利払日の前日までの日数と預入時点で約定された利率により、第2項に従い計算された金額を、各利払日にスターワン円普通預金口座に入金いたします。満期日（当行が満期日選択権を行使し繰り上がった場合の満期日を含みます。）においては直前の利払日から満期日の前日までの日数により同様に取り扱いします。
2. 本預金の利息は単利計算とします。付利単位は1円とし、1年を365日とする日割り計算とします。なお、割り算は最後に行います。

第10条（中途解約）

1. 本預金は次の各号の事由が生じ、かつ当行がやむを得ないものと認めたときを除き、満期日前の中途解約ができません（第5条に基づき預り口に預け入れされている期間を含みます。）。
 - (1) 預金者につき相続の開始があったとき。
 - (2) 預金者が天変地異その他の不可抗力により財産の大部分を滅失したとき。
 - (3) 預金者が疾病により生計の維持ができなくなったとき。
 - (4) 前記(1)から(3)までのほか、本預金の中途解約を当行がやむを得ないものと認めたとき。
2. 前項(1)から(4)までのいずれかにより本預金を中途解約する場合、利息は付されません。また、中途解約に伴い発生するデリバティブ取引の解約による清算金を当行所定の計算により算出し、その算出額を違約金とします。そのため、中途解約の際には、違約金を、払い戻す預入元本から差し引きます。

第11条（他の規定の適用）

本預金はスターワン取引総合規定第3条第1項に基づき、スターワン預金として取り扱われ、本規定のほ

か、スターワン取引総合規定およびスターワン預金共通規定の各条項が適用されます。

第12条（本規定の変更）

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲載されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以 上

スタードリーム外貨定期＜仕組み預金＞満期日繰上特約付外貨定期預金規定

第1条（適用範囲）

本規定は、スタードリーム外貨定期＜仕組み預金＞満期日繰上特約付外貨定期預金（以下本規定で「本預金」といいます。）および本預金の募集期間にかかる取引に適用されます。

第2条（商品性）

- 1.本預金は、当行が当初満期日以外に満期日選択権行使日を満期日として選択することができる権利を有する定期預金です。
- 2.本預金の商品性については、本規定のほか、当行所定の契約締結前交付書面（商品説明書）をよくお読みください。

第3条（自己責任の原則）

本預金は、その商品内容、リスクおよび重要事項を十分に理解し、自己の判断と責任においてお申し込みください。

第4条（預金への預け入れ）

本預金は預け入れの都度、当行所定の方法によりお申し込みください。

預け入れの可否については、当行の判断によるものとします。

第5条（預り口）

本預金をお申し込みいただき預け入れを受けてから設定日までの間の預金は、当行所定の預り口にてお預かりします。

第6条（最低預入金額）

取引開始時の最低預入金額は、当行が別に定める金額以上1補助通貨単位とします。

第7条（預入通貨）

預入通貨は、当行が別途定める通貨とします。

第8条（預入期間・満期日）

本預金の預入期間および満期日は当行が別に定めるものとします。

第9条（預入元本の支払い）

本預金の元本は、満期日に、利息とともに本預金と同一通貨のスターワン外貨普通預金に入金いたします。ただし、いずれかの満期日選択権行使日に当行が満期日選択権を行使した場合には、満期日が繰り上

がって当該満期日選択権行使日が本預金の満期日となり、当行は当該満期日に本預金の元本を利息とともに同一通貨のスターワン外貨普通預金に入金いたします。自動継続の扱いはありません。

第10条（利息）

1. 預り口預入期間中の利息は設定日を利払日とし、設定日から満期日までの利息は設定日から1年毎の応当日を利払日として、各利払日に次のとおり支払います。

(1) 預入時点から設定日まで

預り口の利息については、設定日に元本と同一通貨のスターワン外貨普通預金に入金する方法により支払います。

(2) 設定日から満期日まで

設定日または直前の利払日から当該利払日の前日までの日数と預入時点で約定された利率により、第2項に従い計算された金額を、各利払日に元本と同一通貨のスターワン外貨普通預金口座に入金いたします。満期日（当行が満期日選択権を行使し繰り上がった場合の満期日を含みます。）においては直前の利払日から満期日の前日までの日数により同様に取扱います。

2. 本預金の利息は単利計算とします。付利単位は1補助通貨単位とし、1年を365日とする日割り計算とします。なお、割り算は最後に行います。

第11条（中途解約）

1. 本預金は次の各号の事由が生じ、かつ当行がやむを得ないものと認めたときを除き、満期日前の中途解約ができません（第5条に基づき預り口に預け入れられている期間を含みます。）。

(1) 預金者につき相続の開始があったとき。

(2) 預金者が天変地異その他の不可抗力により財産の大部分を滅失したとき。

(3) 預金者が疾病により生計の維持ができなくなったとき。

(4) 前記(1)から(3)までのほか、本預金の中途解約を当行がやむを得ないものと認めたととき。

2. 前項(1)から(4)までのいずれかにより本預金を中途解約する場合、利息は付されません。また、中途解約に伴い発生する解約日から満期日までの本預金の再構築額、およびこれに伴う諸費用を当行所定の計算により算出し、その算出額を違約金とします。中途解約の際には、違約金を、払い戻す預入元本から差し引き、すでに支払われている利息がある場合は、その利息も差し引いた上で本預金と同一通貨のスターワン外貨普通預金に入金いたします。

第12条（他の規定の適用）

本預金はスターワン取引総合規定第3条第1項に基づき、スターワン預金として取り扱われ、本規定のほか、スターワン取引総合規定およびスターワン預金共通規定の各条項が適用されます。

第13条（本規定の変更）

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲載されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

振込規定

第1条（適用範囲）

振込依頼書または当行の振込機による当行または他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座あての振込については、この規定により取り扱います。

第2条（振込の依頼）

1. 振込依頼書による振込の依頼は、次により取り扱います。
 - (1) 振込の依頼は窓口営業時間内に受け付けます。
 - (2) 振込依頼書は、当行所定の振込依頼書を使用し、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額、依頼人名、依頼人の住所・電話番号その他の所定の事項を正確に記入してください。なお、預金種目・口座番号が不明な場合には、窓口にご相談ください。
 - (3) 当行は振込依頼書に記載された事項を依頼内容とします。
2. 振込機による振込の依頼は、次により取り扱います。
 - (1) 振込機は当行所定の時間内に利用することができます。
 - (2) 1回および1日あたりの振込金額は、当行所定の金額の範囲内とします。
 - (3) 振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額その他の所定の事項を正確に入力してください。振込資金が現金の場合には、依頼人名およびその電話番号も正確に入力してください。
 - (4) 当行は振込機に入力された事項を依頼内容とします。
3. 前2項に定める依頼内容について、振込依頼書の記載の不備または振込機への誤入力があったとしても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
4. 振込の依頼にあたっては、振込資金、振込手数料、その他この取引に関連して必要となる手数料（以下「振込資金等」といいます。）を支払ってください。

第3条（振込契約の成立）

1. 振込依頼書による場合には、振込契約は、当行が振込の依頼を承諾し振込資金等を受領した時に成立するものとします。
2. 振込機による場合には、振込契約は、当行がコンピューター・システムにより振込の依頼内容を確認し、振込資金等の受領を確認した時に成立するものとします。
3. 前2項により振込契約が成立したときは、当行は、振込内容を記載した振込金受取書、預金払戻請求書による振込受付書、現金自動預入・払出機ご利用明細票または振込帳等（以下「振込金受取書等」といいます。）を交付しますので、依頼内容を確認してください。この振込金受取書等は、契約の成立を証明する書類となりますので、大切に保管してください。

第4条（振込通知の発信）

1. 振込契約が成立したときは、当行は、振込内容にもとづいて、振込先の金融機関あてに次により振込通知を発信します。

- (1) 電信扱いの場合には、依頼日当日に振込通知を発信します。ただし、窓口営業時間終了近くの受付または振込事務の繁忙日等やむをえない事由がある場合には、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することがあります。
 - (2) 文書扱いの場合には、依頼日以後3営業日以内に振込通知を発信します。
2. 前項の規定にかかわらず、当行所定の時間内に振込機を使用した振込の依頼があったときは、その振込の手続きは依頼日の当日に振込の依頼があったものと同様に取扱います。また、当行所定の時間外に振込の依頼があったときは、その振込の手続きは、翌営業日の窓口営業時間内に振込の依頼があったものと同様に取扱います。ただし、振込先の金融機関の状況等により、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することもあります。

第5条（証券による振込）

1. 当行以外の金融機関にある受取人の預金口座への振込の依頼を受ける場合には、小切手その他の証券類による振込資金等の受入れはしません。
2. 当行の国内本支店にある受取人の預金口座への振込の依頼を受ける場合に当行が振込資金等とするために小切手その他の証券類の受入れを認めるときは、その旨を表示した振込金受取書等を交付するとともに、証券類受入れの旨を表示した振込通知をその決済確認前に発信します。なお、証券類の決済を確認した後に振込通知を発信することもあります。
3. 前項により受入れた証券類が不渡りとなった場合には、直ちにその旨を通知するとともに、決済確認前に振込通知を発信しているときは、それを取消します。この場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。
4. 不渡りとなった証券類は、取扱店で返却しますので、当行所定の受取書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
5. 提出された振込金受取書等を当行が交付したものであると相当の注意をもって認めたとえ、その証券類を返却したときは、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第6条（取引内容の照会等）

1. 受取人の預金口座に振込金の入金が行われていない場合には、すみやかに当行取扱店に照会してください。この場合には、振込先の金融機関に照会するなどの調査をし、その結果を報告します。
2. 当行が発信した振込通知について、振込先の金融機関から照会があった場合には、依頼内容について照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。当行からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
3. 入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、すみやかに通知しますので、第8条に規定する組戻しの手続きに準じて、振込資金の受領等の手続きをとってください。

第7条（依頼内容の変更）

1. 振込契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には、取扱店の窓口において、次の訂正の手続きにより取り扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名および振込金額を変更する場合には、第8条第1

項に規定する組戻しの手続きにより取り扱います。

- (1) 訂正の依頼にあたっては、当行所定の訂正依頼書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
 - (2) 当行は、訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
2. 前項の訂正の取扱いについては、第5条第5項の規定を準用します。
 3. 第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正できないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

第8条（組戻し）

1. 振込契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において、次の組戻しの手続きにより取り扱います。
 - (1) 組戻しの依頼にあたっては、当行所定の組戻依頼書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
 - (2) 当行は、組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
 - (3) 組戻された振込資金は、組戻依頼書に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当行所定の受取書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
2. 前項の組戻しの取扱いおよび組戻された振込資金の返却については、第5条第5項の規定を準用します。
3. 第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

第9条（通知・照会の連絡先）

1. この取引について依頼人に通知・照会をする場合には、振込の依頼にあたって記載・入力された住所・電話番号または振込資金等を振替えた預金口座について届出のあった住所・電話番号を連絡先とします。
2. 前項において、連絡先の記載の不備・誤入力または電話の不通等によって通知・照会をすることができなくても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第10条（手数料）

1. 振込の受付にあたっては、店頭表示の振込手数料をいただきます。
2. 訂正または組戻しの受付にあたっては、当行所定の訂正手数料または組戻手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。ただし、組戻しができなかったときは、組戻手数料は返却しません。
3. 組戻された振込資金を返却せずに、改めてその資金による振込の受付をするときも、店頭表示の振込手数料をいただきます。
4. この取引について、特別の依頼により要した費用は、別途にいただきます。

第11条（災害等による免責）

次の各号の事由により振込金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当

行は責任を負いません。

1. 災害・事変、輸送途中の事故、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき。
2. 当行または金融機関の共同システムの運営体が、相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じたとき。
3. 当行以外の金融機関の責めに帰すべき事由があったとき。

第12条（譲渡、質入れの禁止）

振込金受取書等およびこの取引にもとづく依頼人の権利は、譲渡、質入れすることはできません。

第13条（預金規定等の適用）

振込資金等を預金口座から振替えて振込の依頼をする場合における預金の払戻しについては、関係する預金規定およびキャッシュカード取引規定により取り扱います。

第14条（本規定の変更）

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲載されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以上

スターワン・テレホンバンク取引規定

第1条（適用範囲）

- 1.本規定は、当行のスターワン取引総合規定（以下本規定で「スターワン取引規定」といいます。）を承認のうえ、スターワン取引規定第1条各号の取引（以下本規定で「スターワン取引」といいます。）をされている利用者が、電話による本人名義預金間の振替取引、振込取引、投資信託取引、キャッシュカードによる1日あたりのご利用限度額の変更および残高の照会等を行うテレホンバンク取引（以下「テレホンバンク」といいます。）に適用されます。
- 2.テレホンバンクには、本規定のほかスターワン取引規定、第2条に表示される各取引にかかるスターワン預金規定等の各種取引規定および預金の不正な払い戻しによる被害の補償に関する規定の各条項が適用されます。
- 3.第1項のキャッシュカードによる1日あたりのご利用限度額の変更とは、キャッシュカードによる1日あたりのご利用限度額（1日あたりの引出額、振込額、デビットカード利用額の合計とします。）の引き上げおよび引き下げをいいます。キャッシュカードによる1日あたりのご利用限度額の引き上げには当行所定の上限があります。

第2条（テレホンバンク取引）

テレホンバンクでは次の取引および照会等を行うことができます。

- (1) スターワン取引規定に基づくスターワン口座取引（ただし、テレホンバンクではお取り扱いできないものがありますので、オペレーターにご確認ください。）

- (2) 振込取引
- (3) スターワン口座の各預金に関する口座照会
- (4) その他当行がテレホンバンクにて取り扱うことを定めた取引および照会

第3条（本人確認）

テレホンバンクにおける本人確認手続きは、次によるほか、当行の定める方法により行うものとします。

1. 暗証番号による確認

- (1) 当行は、利用者がテレホンバンクを利用される際に行う本人確認手続きの中で、利用者が電話機のボタン操作により送信された暗証番号と届出暗証番号との一致を確認します。
- (2) 届出暗証番号を失念したときは、当行所定の方法により利用を申し出てください。当行は、利用申し出を受付後、契約者の届出住所あてに本人確認のための届出暗証番号を郵便により通知します。当行は、取引の安全のため、失念された届出暗証番号を照会されても、回答いたしません。

2. 振込取引およびキャッシュカードによる1日あたりのご利用限度額引き上げと第二暗証番号による確認

- (1) 利用者が、郵送、店頭でのお申し込みなど、当行所定の申込書を用いた方法により口座開設した場合、当行は、テレホンバンクによる振込取引およびキャッシュカードによる1日あたりのご利用限度額の引き上げに使用する第二暗証番号を登録するための登録用暗証番号を、利用者の届出住所あてに郵便により通知します。なお、利用者が、インターネット（パソコン）、スマートフォンアプリでのお申し込みなど、電磁的方法を用いた手続きにより口座開設した場合は、登録用暗証番号のご利用はございません。

- (2) 郵送、店頭でのお申し込みなど、当行所定の申込書を用いた方法により口座開設した利用者は、届出暗証番号および登録用暗証番号を利用し、第二暗証番号を当行所定の方法による電話機のボタン操作により届け出てください（以下本項により届け出された第二暗証番号を「届出第二暗証番号」といいます。）。この場合、当行は、本人確認のため、利用者が電話機のボタン操作により送信した届出暗証番号および登録用暗証番号を、当行が記録している届出暗証番号および登録用暗証番号と一致するかを確認します。

この手続きで両者共に一致することが確認できた場合のみ、第二暗証番号の届出を受理します。相当期間経過しても登録用暗証番号の通知が郵送されない場合には、すみやかに当行に手続きの状況を確認してください。なお、インターネット（パソコン）、スマートフォンアプリでのお申し込みなど、電磁的方法を用いた手続きにより口座開設した利用者は口座開設時に利用者自身で第二暗証番号を設定し、使用することができるものとします。

- (3) 当行は、振込取引またはキャッシュカードによる1日あたりのご利用限度額の引き上げの依頼を受け付ける場合、本人確認のため利用者が電話機のボタン操作で送信した暗証番号および第二暗証番号を当行で記録している届出暗証番号および届出第二暗証番号と一致するかを確認します。この手続きで両者共に一致することが確認できた場合のみ、振込取引またはキャッシュカードによる1日あたりのご利用限度額の引き上げの依頼を受け付けます。
- (4) 利用者が届出第二暗証番号を変更するときは、届出暗証番号および届出第二暗証番号を用い、当行所定の方法による電話機のボタン操作により変更手続きをしてください。この場合、当行は、前項と同様に暗証番号と第二暗証番号の確認手続きを行い、両者共に一致することが確認できた場合の

み、変更手続きを受け付けます。

(5) 1日あたりおよび1回あたりの振込金額が100万円以上となる振込取引は、あらかじめ振込先口座を当行に書面で届け出てください。

3. 当行の免責

(1) 当行が前各項の本人確認をして取り扱ったうへは、テレホンバンクを現に利用された方が利用者本人ではなく、暗証番号等につき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害は利用者が負担するものとし、当行は、当行の責に帰すべき事由がある場合を除いて一切責任を負いません。届出暗証番号および届出第二暗証番号は、テレホンバンクにおける本人確認手続きのために大変重要なものであり、利用者は、第三者に教えたり、また、知られないように責任をもって管理してください。

(2) 暗証番号等の相違による取引中止

①テレホンバンクにおいて、連続して当行所定の回数、届出暗証番号が不一致となった場合、その後のテレホンバンクの依頼は一切受け付けません。

②テレホンバンクにおいて、連続して当行所定の回数届出第二暗証番号が不一致となった場合、その後のテレホンバンクによる振込およびキャッシュカードによる1日あたりのご利用限度額の引き上げの依頼は一切受け付けません。

第4条（取引金額の上限）

テレホンバンクにおける取引金額の限度等については、スターワン取引規定に定めるところによるものとします。

第5条（電話による取引の依頼、申込成立等）

1. 本人確認手続き終了後、音声ガイドに従い、依頼されるテレホンバンクの内容を当行所定の電話機のボタン操作により送信し、また、オペレーターまたは自動音声応答システムに対して依頼されるテレホンバンクの内容を正確に伝えてください。当行（オペレーターおよび自動音声応答システム）は、利用者から送信された内容およびオペレーターに伝えられた内容（以下総称して「依頼内容」といいます。）を内容確認および確定のために利用者に対してお伝えしますので、利用者は、お伝えした内容が依頼内容として正確であることを確認してください。利用者がお伝えした依頼内容（この確認手続きにおいて、利用者が修正・訂正・追加された内容を含みます。）につき承諾の意思表示をされたときは、当行は、その時点で、利用者が依頼内容を正確なものとして確認されたうえで、その内容どおりのテレホンバンクを正式に申し込みされたものとして取り扱い、当該確認済の依頼内容（以下「確定依頼内容」といいます。）に従いテレホンバンクのために必要な手続きを直ちにとります。ただし、利用者から相当時間内に承諾の返答がない場合または承諾の返答のないまま通話が中断した場合には、当行は、当該依頼内容は取り消されたものとして取り扱います。
2. 前項の確定依頼内容について不備等があったとしても、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。
3. 確定依頼内容に関して、別途の手続きが必要となるときは、当行所定の手続きをとってください。
4. 利用者からのオペレーターおよび自動音声応答システムに対する依頼内容は、録音され当行に相当期間保存されます。

5. 確定依頼内容を処理するにあたり、当行は、各預金の取引規定にかかわらず、所定の払戻請求書の提示を受けることなく、当行所定の方法により手続きします。なお、同日に同一口座から複数の払戻請求がなされ、払戻金額が払戻可能残高を超えた場合は、そのいずれを払い戻すかは当行の任意とし、また、当行は、支払義務を負いません。
6. 確定依頼内容に関連して、手数料が必要となる場合は、当行所定の手数料をお支払いください。

第6条（受付時間、手続き日等）

1. テレホンバンクの依頼は、当行所定のテレホンバンク取扱時間内に受け付けます。なお、テレホンバンクの依頼に際しては、十分な時間的余裕をもってご依頼ください。
2. 本人名義預金間の振替取引は、原則として、当行所定の時間内に受け付けたものは当日手続きします。当行所定の時間外に受け付けたものについては翌営業日（平日。以下同じです。）の当行任意の時間に手続きします。
3. 振込取引は、原則として、当行所定の時間内に受け付けたものは当日に振込手続きします。当行所定の時間外に受け付けたものについては翌営業日の当行任意の時間に振込手続きします。ただし、振込先の金融機関の状況等により、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することもあります。
4. 投資信託の売買は、原則として、当行所定の時間内に受け付けたものは当日手続きします。当行所定の時間外に受け付けたものについては翌営業日に手続きします。
5. 取引に関連して書類が必要なときは、利用者によって必要事項が完全に記載されている書類を当行が受領した後に手続きします。

第7条（取引の変更、撤回）

1. 依頼内容を変更、撤回する場合には、直ちにテレホンバンクセンターまで電話で連絡してください。ただし、連絡の時期によっては、変更、撤回できないことがあります。
2. 当行が裁判所等公的機関の措置等により確定依頼内容の処理ができなくなったときは、確定依頼内容は取り消されたものとして取り扱われます。

第8条（為替相場等）

1. 円預金から外貨預金または外貨預金から円預金への振替を行う場合の為替相場は、それぞれ各預金規定に定める為替相場に従い取り扱われます。
2. 外貨預金への預入時に要した円貨と外貨預金を払出して受け取る円貨との間に生じる為替損益（為替差損または為替差益）は、すべて利用者に帰属します。

第9条（取引内容の確認）

1. 当行は、テレホンバンクによる取引結果をスターワン取引規定に基づき郵送またはインターネット取引画面上に表示される取引明細書に記載して報告します。
2. 当行と利用者との間で取引内容について疑義が生じた場合は、当行が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取り扱うものとします。

第10条（解約、変更）

1. 本規定によるテレホンバンク契約は、スターワン取引が継続している間は解約できません。スターワン取引規定の条項に基づきスターワン口座が解約された場合にのみテレホンバンク契約は終了します。

2. 前1項にかかわらず、利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、当行は、テレホンバンク契約を直ちに解約することができます。
 - (1) 相続の開始があったとき。
 - (2) 支払いの停止または破産、民事再生手続きの申し立てがあったとき。
 - (3) 住所変更、連絡先の届出を怠るなど利用者の責めに帰すべき事由により、当行において利用者の所在があきらかでなくなったとき。
 - (4) 本規定に違反する等、当行でサービスの中止を必要とする相当の事由が発生したとき。
 - (5) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合
3. テレホンバンク利用内容の変更または前項による解約は、当行の手続きが完了したときから効力を有するものとします。
4. 前項の手続き完了前に生じた損害について、当行は、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除いて一切責任を負いません。

第11条（手数料）

テレホンバンクにともなう諸手数料は別途定めるとおりとし、当該手数料はスターワン口座にある利用者のスターワン普通預金から預金規定所定の方法によらずに自動的に引き落とします。

第12条（免責事項等）

1. 利用者が電話機のボタン操作で送信した暗証番号、第二暗証番号および諸届その他書類に使用された印影（または署名）を、届出の暗証番号、第二暗証番号あるいは印鑑（または署名）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、暗証番号等の不正使用あるいはそれらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行は、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除いて責任を負いません。なお、届出印等を届け出たおらずキャッシュカードおよび公的本人確認書類の提示により諸届け等の手続きを行う場合、キャッシュカードおよび公的本人確認書類が利用者本人のものに相違ないと認めて取り扱いましたうえは、偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
2. 届出暗証番号または登録用暗証番号を通知する際に、郵送上の事故等当行の責によらない事由により第三者が届出暗証番号または登録用暗証番号を知り得たとしても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
3. やむを得ない事由により通信機器、回線またはコンピュータ等の障害により預金取引等の遅延または払戻不能、ならびに災害、事変、輸送途中の事故または裁判所等公的機関の措置等の事由により生じた損害について、当行は責任を負いません。
4. 本規定において定める場合を除いて、当行の担当者が利用者に対して届出暗証番号等をお伺いすることはありません。

第13条（本規定の変更）

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲載されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

第14条（譲渡、質入れ等の禁止）

本規定に基づく利用者の地位または権利および義務は、譲渡、質入れすることはできません。

以上

スターワン・テレホンバンク振込規定

第1条（適用範囲）

スターワン・テレホンバンクの利用者が電話にて取引できる振込取引は、当行または他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座あての振込みとし、当該振込取引は、スターワン・テレホンバンク取引規定のほか、この規定により取扱います。

第2条（振込取引の依頼）

- (1) 振込取引の依頼はスターワン・テレホンバンク取扱時間内に受け付けます。
- (2) スターワン・テレホンバンクを利用した振込取引で1日100万円以上の振込みを行う場合は、あらかじめ振込先を当行に届出てください。当行は届出に基づいて事前に振込先登録を行います。ただし、1件あたりの振込金額は、当行所定の金額の範囲内とします。
- (3) 振込取引の依頼の際は、音声ガイドに従い依頼内容を電話機のボタン操作により送信、ならびにオペレーターに依頼内容を正確に伝えてください。当行は、利用者から送信ならびに伝えられた事項を依頼内容として手続きします。
- (4) 前項に定める依頼内容について、不備があったとしても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (5) 振込取引の依頼にあたっては、振込資金および振込手数料その他この取引に関連して必要となる手数料（以下「振込資金等」といいます。）を支払ってください。

第3条（取引日付）

振込取引は、原則として、当行所定の時間内に受け付けたものは、当日振込み手続きします。当行所定の時間外に受け付けたものは、翌営業日に振込通知を発信することもあります。

第4条（振込取引の成立）

- (1) 振込取引は、当行が依頼内容を確認し、お支払指定口座から振込資金等を払戻したときに成立するものとします。
- (2) 振込取引が行われた場合には、取引の都度、その事実を通知するため「ご利用明細書」を送付しますので、直ちに記載内容を確認してください。

第5条（振込通知の発信）

振込取引が成立したときは、当行は依頼内容に基づいて、振込先の金融機関あてに振込通知を発信します。

第6条（取引内容の照会等）

- (1) 受取人の預金口座に振込金の入金が行われていない場合には、すみやかにテレホンバンクに照会して

ください。この場合には、振込先の金融機関に照会する等の調査をし、その結果を報告します。

- (2) 当行が発信した振込通知について振込先の金融機関から照会があった場合には、当行は依頼内容について利用者に照会することがあります。この場合には、速やかに回答してください。当行からの照会に対して相当期間内に回答がなかった場合、または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 振込先の金融機関から入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、速やかに通知し、第7条に規定する組戻しの手続きに準じて、お支払指定口座に入金します。

第7条（組戻し・依頼内容の変更等）

- (1) 振込取引の成立後にその依頼を取りやめる場合およびその依頼内容を変更する場合は、速やかにテレホンバンクに連絡してください。この場合、当行は振込依頼のときと同様の方法で本人確認をいたします。
 - ① 振込先の金融機関・店舗名および振込金額を変更する場合は、組戻しの手続きにより取扱います。
 - ② 当行は、依頼に基づき、組戻し依頼または振込内容の変更依頼の電文を振込先の金融機関に発信します。
 - ③ 組戻しされた振込資金は、お支払指定口座に入金します。
- (2) 前項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

第8条（通知・照会の連絡先）

- (1) この振込取引について依頼人に通知・照会をする場合には、この取引の利用にあたって届出のあった住所、電話番号または振込資金等の引落した預金口座について届出のあった住所、電話番号を連絡先とします。
- (2) 前項において、連絡先の記載の不備または電話の不通等によって通知・照会をすることができなくても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第9条（手数料）

- (1) 振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料をいただきます。
- (2) 組戻しの受付または組戻しの手続きが必要となる場合以外の依頼内容の変更の受付にあたっては、当行所定の組戻し手数料または訂正手数料（組戻しの手続きが必要となる場合以外の依頼内容の変更の場合）をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却いたしません。ただし、組戻しができなかったときは、組戻し手数料は返却します。
- (3) 組戻しされた振込資金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をするときも当行所定の振込手数料をいただきます。
- (4) この取引について、特別の依頼により要した費用は、別途いただきます。

第10条（災害等による免責）

次の各号の事由により振込金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については当行は責任を負いません。

- (1) 災害・事変、輸送途中の事故、裁判所等公的機関の措置等やむをえない事由があったとき。

(2) 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき。

(3) 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由により入金不能、入金遅延等があったとき。

第11条（規定の準用）

この規定に定めのない事項については、この規定の他、東京スター銀行テレホンバンク利用規定、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、振込規定等の各規定により取扱います。

第12条（本規定の変更）

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲載されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

第13条（譲渡、質入れの禁止）

この取引に基づく契約者の権利は、譲渡・質入れすることはできません。

第14条（合意管轄）

本契約に関する訴訟については、当行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以 上

スターワン・キャッシュカード取引規定

第 1 条（カードの利用）

当行が別に定めるスターワン取引総合規定に基づきスターワン円普通預金（以下本規定で「預金」といいます。）について発行したスターワン・キャッシュカード（以下「カード」といいます。）は、当該預金口座について、次の場合に利用すること（以下「カード取引」といいます。）ができます。

(1) 当行および当行がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「提携先」といいます。）の現金自動預金機（現金自動預入払出機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して預金に預け入れをする場合。

(2) 当行および当行がオンライン現金自動払出機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「提携先」といいます。）の現金自動払出機（現金自動預入払出機を含みます。以下「払出機」といいます。）を使用して預金の払い戻しをする場合。

(3) 当行および当行がオンライン現金自動払出機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「提携先」といいます。）の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払い戻し、振込の依頼をする場合。

(4) その他当行所定の取引をする場合。

第 2 条（預金機による預金の預け入れ）

1. 預金機を使用して預金に預け入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
2. 預金機による預け入れは、預金機の機種により当行所定の種類の紙幣に限ります。また、1 回あたりの預け入れは、当行所定の枚数による金額の範囲内とします。

第 3 条（払出機による預金の払い戻し）

1. 払出機を使用して預金の払い戻しをする場合には、払出機の画面表示等の操作手順に従って、払出機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、当行所定の払戻請求書の提出は必要ありません。
2. 払出機による払い戻しは、払出機の機種により当行または提携先所定の金額単位とし、1 回あたりの払い戻しは、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1 日あたりの払い戻しは当行所定の金額の範囲内とします。
3. 3.1 日あたりの払戻限度は、当行所定の金額の範囲内とします。1 日あたりの払戻限度を減額する場合は、当行の払出機の画面表示等の操作手順にしたがって、払出機にカードを挿入して操作するか、または当行本支店の窓口、テレホンバンク取引、インターネット取引にてお手続きください。1 日あたりの払戻限度を増額する場合は、当行本支店の窓口、テレホンバンク取引、インターネット取引にてお手続きください（ただし、インターネット取引での払戻限度の増額は、利用者がワンタイムパスワードを利用している場合に限り受け付けるものといたします。）。
4. 払出機を使用して預金の払い戻しをする場合に、払戻請求金額と第 5 条第 1 項に規定する現金自動機取扱手数料金額との合計額が払い戻すことのできる金額を超えるときは、その払い戻しはできません。

第 4 条（振込機による振込）

1. 振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替により払い戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証・振込金額その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払い戻しについての当行所定の払戻請求書ならびに振込依頼書の提出は必要ありません。
2. 前項の操作において、振込機の画面に表示された振込依頼の内容等を確認のうえ、確認操作してください。確認操作された後は、振込機による振込の訂正・組戻しはできません。訂正・組戻しが必要な場合には、窓口営業時間内に取扱店の窓口にご相談ください。
3. 振込機による振込は 1 円単位とし、1 回あたりの振込は、当行（提携先の振込機使用の場合は、その提携先）所定の金額の範囲内とします。なお、1 日あたりの振込は、第 3 条第 3 項の金額の範囲内とします。
4. 当行所定の時間内に振込機を使用した振込の依頼があったときは、その振込の手続きは依頼日の当日に振込の依頼があったものと同様に取扱います。また、当行所定の時間外に振込の依頼があったときは、その振込の手続きは、翌営業日の窓口営業時間内に振込の依頼があったものと同様に取扱います。ただし、振込先の金融機関の状況等により、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することもあります。
5. 振込金額、第 5 条の振込手数料金額および現金自動払出機取扱手数料金額との合計額が払い戻すことのできる金額を超えるときは、その振込はできません。

6. 振込機の操作を完了したときは、すみやかに振込金額、振込手数料金額および現金自動払出機取扱手数料金額を「現金自動預入・払出機ご利用明細票」の記載内容により確認し、取引内容または残高に疑義のあるときは直ちに取扱店の窓口申し出てください。
7. 振込機による振込依頼をした後に、通信機器、回線またはコンピュータ等の障害その他のやむをえない事由により振込金の入金不能または入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除いて、当行は責任を負いません。

第 5 条（現金自動機取扱手数料等）

1. 払出機または振込機を使用して預金の払い戻しをする場合および預金機を使用して預金の預け入れをする場合には、当行および提携先所定の払出機・振込機・預金機の利用に関する手数料（以下「現金自動機取扱手数料」といいます。）をいただきます。
2. 現金自動機取扱手数料は、預金の払い戻しおよび預金の預入時に、当行所定の払戻請求書なしで、その払い戻しまたは預け入れをした預金口座から自動的に引き落とします。なお、提携先の現金自動機取扱手数料は、当行から提携先に支払います。
3. 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻時に、当行所定の払戻請求書なしで、その払い戻しをした預金口座から自動的に引き落とします。なお、提携先の振込手数料は、当行から提携先に支払います。

第 6 条（代理人による預金の預け入れ・払い戻しおよび振込）

1. 代理人（本人と生計をともにする親族 1 名に限ります。）による預金の預け入れ・払い戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名・暗証を届け出てください。この場合、当行は、代理人のためのカード（以下「代理人カード」といいます。）を発行します。
2. 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は本人名義となります。
3. 代理人カードの利用、取り扱いについても、当行は本規定を適用します。この場合、本規定の各条項の「カード」は「代理人カード」と読み替えて適用します。

第 7 条（預金機・払出機・振込機障害時の取り扱い）

1. 停電・故障等により預金機による取り扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより預金に預け入れをすることができます。なお、提携先の窓口では、この取り扱いはしません。
2. 停電・故障等により払出機による取り扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより預金の払い戻しをすることができます。なお、提携先の窓口では、この取り扱いはしません。
3. 前項による払い戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に氏名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。また、届出の暗証はピンパッド（暗証番号入力機）から入力してください。
4. 停電・故障等により振込機による取り扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前 2 項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。なお、提携先の窓口では、この取り扱いはしません。また、機器障害、回線障害等により受取人口座への入金までに時間がかかる場合がありますのであらかじめご了承ください。

第 8 条（取引明細書による報告）

カードにより預け入れた金額、払い戻した金額（振込資金として払い戻した金額を含みます。以下同じです。）、現金自動機取扱手数料金額および振込手数料金額については、スターワン取引総合規定に基づき発行される取引明細書に記載して報告します。また、窓口でカードにより取り扱った場合にも同様とします。なお、現金自動機取扱手数料金額および振込手数料金額は合計額をもって取引明細書に記載します。

第 9 条（カード・暗証の管理等）

1. 当行は、払出機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払い戻しを行います。当行の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取り扱いをいたします。
2. カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻停止の措置を講じます。
3. カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

第 10 条（偽造カード等による払い戻し等）

偽造または変造カードによる払い戻しについては、本人の故意による場合または当該払い戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

第 11 条（盗難カードによる払い戻し等）

1. カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払い戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払い戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - (1) カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - (2) 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
 - (3) 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
2. 前項の請求がなされた場合、当該払い戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払い戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該払い戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の 4 分の 3 に相当する金

額を補てんするものとします。

3. 前 2 項の規定は、第 1 項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払い戻しが最初に行われた日。）から、2 年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。
4. 第 2 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
 - (1) 当該払い戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ① 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
 - ② 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合
 - ③ 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
 - (2) 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

第 12 条（カードの紛失、届出事項の変更等）

1. カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届け出てください。この場合、カードもあわせて提出してください。
2. 暗証の変更は、当行の払出機を使用して変更することができます。払出機の画面表示等の操作手順にしたがって、払出機にカードを挿入して操作してください。

第 13 条（カードの再発行等）

1. カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
2. カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

第 14 条（預金機・払出機・振込機の誤入力等）

預金機・払出機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の払出機、振込機、預金機を使用した場合の当行および提携先の責任についても同様とします。

第 15 条（解約等）

1. スターワン口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、カードを当行に返却してください。ただし、当行が本規定以外に別途定める場合はこの限りではありません。
2. カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当行に返却してください。
3. 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - (1) 第 16 条に定める規定に違反した場合

- (2) 預金口座に関し、最終の預け入れまたは払い戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合
 - (3) カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合
 - (4) 預金口座の預金取引が停止されたとき
4. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合、カードの利用を停止し、回収します。ただし、支援者に代理権が付与されている場合であって、支援者からの申し出があったときは、代理人カードを発行します。

第 16 条（譲渡、質入れ等の禁止）

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

第 17 条（規定の適用）

本規定に定めのない事項については、スターワン取引総合規定およびスターワン預金共通規定により取り扱います。

第 18 条（本規定の変更）

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法 548 条の 4 の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲示されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

※スターワン・キャッシュカード取引規定第 10 条および第 11 条における「重大な過失または過失」とは、次の各項の事例をいいます。

【重大な過失または過失となりうる場合】

- 1. 本人の重大な過失となりうる場合
 - (1) 本人が他人に暗証を知らせた場合
 - (2) 本人が暗証をカード上に書き記していた場合
 - (3) 本人が自らカードを他人に渡した場合
 - (4) その他本人に（1）から（3）までの場合と同程度の故意と同視しうる程度に著しい注意義務違反があると認められる場合
- 2. 本人の過失となりうる場合
 - (1) 次の①または②に該当する場合
 - ① 生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証にしていた場合であり、かつ、キャッシュカードをそれらの暗証を推測させる書類等（免許証、健康保険証、パスポートなど）とともに携行・保管していた場合
 - ② 暗証をメモなどに書き記し、かつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合
 - (2) (1)のほか、次の①のいずれかに該当し、かつ、②のいずれかに該当する場合で、これらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合
 - ① 暗証の管理

A 生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証にしていた場合

B 暗証をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など金融機関の取引以外で使用する暗証としても使用していた場合

②キャッシュカードの管理

A キャッシュカードを入れた財布などを自動車内などに放置した場合

B 飲酒等により通常の注意義務を果たせなくなるなどキャッシュカードを容易に他人に奪われる状況においた場合

(3) その他(1)、(2)の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

以上

カードローンカード取引規定

カードローンカード（以下「ローンカード」といいます。）の利用は次により取り扱います。

第1条（定義）

本規定上の用語の定義は次の各号によります。

- (1) 「提携先」：当行がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等および当行がオンライン現金自動払出機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等をいいます。
- (2) 「預金機」：当行および提携先の現金自動預金機（現金自動預入払出機を含む。）をいいます。
- (3) 「払出機」：当行および提携先の現金自動払出機（現金自動預入払出機を含む。）をいいます。
- (4) 「カードローン契約」：本規定に基づきローンカードによる取引を行う、借主と当行の間の当座貸越契約をいいます。
- (5) 「返済」：カードローン契約に基づく返済をいいます。
- (6) 「借入れ」：カードローン契約に基づく借入れをいいます。
- (7) 「ローン口座」：当行が指定する、カードローン契約に係るローン口座をいいます。
- (8) 「現金自動機取扱手数料」：預金機・払出機の利用に関する手数料をいいます。

第2条（ローンカードの利用）

ローンカードは次の場合に利用することができます。

- (1) 預金機を使用して返済をする場合。
- (2) 払出機を使用して借入れをする場合。
- (3) その他当行所定の取引をする場合。

第3条（預金機による返済）

1. 預金機を使用して返済をする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
2. 預金機による返済は、預金機の機種により当行または提携先所定の種類の紙幣による返済に限ります。また、1回あたりの返済は、当行または提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

第4条（払出機による借入れ）

1. 払出機を使用して借入れをする場合には、払出機の画面表示等の操作手順に従って、払出機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。
2. 払出機による借入れは、払出機の機種により当行または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの借入れは、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの借入れ限度は、当行所定の金額の範囲内とします。
3. 払出機を使用して借入れをする場合に、借入れ請求金額と現金自動機取扱手数料の金額との合計額が、前項に規定する借入れることのできる金額を超えるときは、その借入れはできません。

第5条（現金自動機取扱手数料等）

1. 預金機を使用して返済をする場合および払出機を使用して借入れをする場合には、当行および提携先所定の現金自動機取扱手数料をいただきます。
2. 現金自動機取扱手数料は、返済および借入れ時に、ローン口座から当行に支払われ、カードローン契約に基づく借主の債務に組み入れられるものとします。なお、提携先の現金自動機取扱手数料は、当行から提携先に支払います。

第6条（預金機・払出機障害時の取り扱い）

停電・故障等により預金機・払出機による返済や借入れができない場合は、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でローンカードにより取り扱います。この場合、当行所定の当座貸越借入請求書または入金票に署名、金額を記入のうえ、ローンカードとともに提出してください。また、届出の暗証は暗証番号入力機から入力してください。なお、提携先の窓口では、この取り扱いはいたしません。

第7条（書面または電磁的方法による報告）

ローンカードにより返済した金額、借入れた金額、現金自動機取扱手数料金額については、書面または電磁的方法により報告します。また、窓口でローンカードにより取り扱った場合にも同様とします。なお、現金自動機取扱手数料金額は合計額をもって書面または電磁的方法により報告します。

第8条（ローンカード・暗証の管理等）

1. 当行は、払出機の操作の際に使用されたローンカードが、当行が借主に交付したローンカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえカードローン契約に基づく貸付を行います。当行の窓口においても同様にローンカードを確認し、当座貸越借入請求書、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取り扱います。
2. ローンカードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。ローンカードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、直ちに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにローンカードによる借入れ停止の措置を講じます。
3. 本条に定める通知を当行が借主から受領する前に生じた損害については、次条第1項ただし書に定める場合を除き、当行は責任を負いません。
4. ローンカードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

第9条（偽造・盗難カード等による取り引き等）

1. 当行が、ローンカードの電磁的記録によって、払出機およびその他銀行所定の取引の操作の際に使用されたローンカードを当行が交付したものと処理し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認してカードローン契約に基づく貸付を実行した場合は、ローンカードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行および提携先は責任を負いません。ただし、この借入れが偽造カードによるものであり、ローンカードおよび暗証の管理について借主の責に帰すべき事由がなかった場合の当行の責任については、この限りではありません。
2. 当行が、当行の窓口においてローンカードの提出をうけ、暗証番号入力機により入力された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取り扱った場合にも、前項と同様とします。

第10条（ローンカードの紛失、届出事項の変更等）

1. ローンカードを紛失した場合または氏名、暗証その他の届出事項に変更があった場合（ただし、次項により暗証を変更した場合を除きます）には、直ちに借主から当行所定の方法により当行に届け出て下さい。この場合、ローンカードもあわせて提出して下さい（紛失した場合を除きます）。
2. 暗証の変更は、当行の払出機を使用して変更することができます。払出機の画面表示等の操作手順にしたがって、払出機にローンカードを挿入して操作して下さい。

第11条（ローンカードの再発行等）

1. ローンカードの盗難、紛失等の場合のローンカードの再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
2. ローンカードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

第12条（預金機・払出機の誤入力等）

預金機・払出機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の払出機、預金機を使用した場合の当行および提携先の責任についても同様とします。

第13条（解約等）

1. カードローン契約を解約する場合またはローンカードの利用を取りやめる場合には、ローンカードを当行に返却して下さい。
2. ローンカードの改ざん、不正使用など当行がローンカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにローンカードを当行に返却して下さい。
3. 次の場合には、ローンカードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示がなされ、当行が借主本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - (1) 第14条に定める規定に違反した場合
 - (2) ローンカードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合
4. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合、ローンカードの利用を停止し、回収します。

第14条（譲渡、質入れ等の禁止）

ローンカードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

第15条（規定の適用）

本規定に定めのない事項については、カードローン契約に係る規定により取り扱います。

第16条（本規定の変更）

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲載されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以上

J-Debit カード取引規定

第1条（適用範囲）

1. J-Debitカード取引規定においてJ-Debitカードとは、当行がスターワン・キャッシュカード取引規定（以下「カード規定」といいます。）に基づいてスターワン円普通預金について発行するスターワン・キャッシュカード（以下「カード」といいます。）をいいます。
2. 次の各号に定めるいずれかの者（以下「加盟店」といいます。）に対し、カードを提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等（以下「売買取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下「売買取引債務」といいます。）を、当該カードの預金口座（以下「預金口座」といいます。）から預金の引き落としによって支払う取引（以下「デビットカード取引」といいます。）については、本規定により取り扱います。
 - (1) 日本電子決済推進機構（以下「機構」といいます。）所定の加盟店規約（以下「規約」といいます。）を承認のうえ、機構に直接加盟店として登録され、機構の会員であるまたは複数の金融機関（以下「加盟店銀行」といいます。）と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人（以下「直接加盟店」といいます。）。ただし当該加盟店契約の定めに基づき、当行のカードが直接加盟店で利用できない場合があります。
 - (2) 規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人（以下「間接加盟店」といいます。）。ただし、規約所定の間接加盟店契約の定めに基づき、当行のカードが間接加盟店で利用できない場合があります。
 - (3) 規約を承認のうえ機構に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人（以下「組合事業加盟店」といいます。）。ただし、規約所定の組合契約の定めに基づき、当行のカードが組合事業加盟店で利用できない場合があります。

第2条（利用方法等）

1. カードをデビットカード取引に利用するときは、自らカードを加盟店に設置されたデビットカード取引にかかる機能を備えた端末機（以下「端末機」といいます。）に読み取らせるか、または加盟店にカードを引き渡したうえ、加盟店をしてカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された売買取引債務の金額を確認

したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者（加盟店の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。

2. 端末機を利用して、預金の払い戻しによる現金の取得を目的として、カードを利用することはできません。
3. 次の場合には、デビットカード取引は行うことはできません。
 - (1) 停電、故障等により端末機による取り扱いができない場合
 - (2) 一回あたりのカードの利用金額が、加盟店が定めた最高限度額を超え、または、最低限度額に満たない場合
 - (3) 購入する商品または提供を受ける役務等が、加盟店がデビットカード取引を行うことができないものと定めた商品または役務等に該当する場合
4. 次の場合には、カードをデビットカード取引に利用することはできません。
 - (1) 一日あたりのカードの利用金額（カード規定による預金の払戻金額を含みます。）が、当行が定めた範囲を超える場合
 - (2) 当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
 - (3) カード（磁気スライブの電磁的記録を含みます。）が破損している場合
5. 当行がデビットカード取引を行うことができないと定めている日または時間帯は、デビットカード取引を行うことはできません。

第3条（デビットカード取引契約等）

前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引き落としによって支払う旨の契約（以下「デビットカード取引契約」といいます。）が成立し、かつ、当行に対して売買取引債務相当額の預金引き落としの指図および当該指図に基づいて引き落とされた預金による売買取引債務の弁済の委託がなされたものとみなします。この預金引き落としの指図については、当行所定の払戻請求書の提出は必要ありません。

第4条（預金の復元等）

1. デビットカード取引により預金口座の預金の引き落としがされたときは、デビットカード取引契約が解除（合意解除を含みます。）、取り消し等により適法に解消された場合（売買取引の解消と併せてデビットカード取引契約が解消された場合を含みます。）であっても、加盟店以外の第三者（加盟店の特定承継人および当行を含みます。）に対して引き落とされた預金相当額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとし、また、当行に対して引き落とされた預金の復元を請求することもできないものとします。
2. 前項にかかわらず、デビットカード取引を行った加盟店にカードおよび加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引き落とされた預金の復元を加盟店経由で請求し、加盟店がこれを受けて端末機から当行に取消の電文を送信し、当行が当該電文をデビットカード取引契約が成立した当日中に受信した場合に限り、当行は引き落とされた預金の復元をします。加盟店経由で引き落とされた預金の復元を請求するにあたっては、自らカードを端末機に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡したうえで加盟店をして端末機に読み取らせてください。端末機から取消の電文を送信することができないときは、引き落とされた預金の復元はできません。
3. 第1項または前項において引き落とされた預金の復元等ができないときは、加盟店から現金により返金を

受ける等、加盟店との間で解決してください。

4. デビットカード取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを見過ごして端末機にカードの暗証番号を入力したためデビットカード取引契約が成立した場合についても、本条第1項から前項に準じて取り扱うものとします。

第5条（キャッシュアウト取引）

カードを提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等および当該加盟店から現金の交付を受ける代わりに当該現金の対価を支払う取引を預金口座から預金の引落しによって支払う取引（キャッシュアウト取引）の当行での取り扱いはございません。

第6条（公金納付）

機構所定の公的加盟機関規約（以下本条において「規約」といいます。）を承認のうえ、規約所定の公的加盟機関として登録され、機構の会員であるまたは複数の金融機関（以下本条において、「加盟機関銀行」といいます。）と規約所定の公的加盟機関契約を締結した法人（以下「公的加盟機関」といいます。）に対して、規約に定める公的加盟機関に対する公的債務の支払いのためにカードを提示した場合、加盟機関銀行が当該公的債務を支払うものとします。この場合に加盟機関銀行に対して当該公的債務相当額を支払う債務を負担するものとし、当該補償債務を預金口座から預金の引落し（総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落しを含みます。）によって支払う取引（公金納付）について、当行での取り扱いはございません。

第7条（デビットカード取引の機能を停止する場合）

1. デビットカード取引の機能を停止するときは、当行所定の方法により取引店に申し出てください。当行はこの申し出を受けたときは直ちにデビットカード取引を行う機能を停止する処置を講じます。この申し出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
2. 次の（1）から（3）までの一つにでも該当した場合には、当行はいつでも事前に通知することなくデビットカード取引を行う機能を停止することができます。
 - （1）預金口座が解約されたとき
 - （2）預金口座の預金取引またはカードの利用が停止されたとき
 - （3）その他デビットカード取引の機能を停止を必要とする相当の事由が生じたと認めるとき

第8条（読替規定）

カードをデビットカード取引に利用する場合におけるカード規定の適用については、同規定を以下のように読み替えるものとします。

- （1）第6条中「代理人による預金の預け入れ・払い戻しおよび振込」とあるのは「代理人による預金の預け入れ・払い戻し・振込およびデビットカード取引」
- （2）第6条第1項中「代理人による預金の預け入れ・払い戻しおよび振込の依頼をする場合」とあるのは「代理人による預金の預け入れ・払い戻し・振込の依頼およびデビットカード取引」
- （3）第8条中「窓口でカードにより取り扱った場合」とあるのは「デビットカード取引をした場合」
- （4）第9条第1項中「払出機または振込機」とあるのは「端末機」、また、「払い戻し」とあるのは「引き落とし」

- (5) 第10条中「偽造または変造カードによる払い戻し」とあるのは「偽造または変造カードによる払い戻しおよびデビットカード取引」
- (6) 第11条第1項中「他人に当該カードを不正使用され生じた払い戻し」とあるのは「他人に当該カードを不正使用され生じた払い戻しおよびデビットカード取引」、また、「本人は当行に対して当該払い戻しにかかる損害」とあるのは「本人は当行に対して当該払い戻しおよびデビットカード取引にかかる損害」
- (7) 第11条第2項中「当該払い戻しが本人の故意による場合を除き」とあるのは「当該払い戻しおよびデビットカード取引が本人の故意による場合を除き」、「前日以降になされた払い戻しにかかる損害」とあるのは「前日以降になされた払い戻しおよびデビットカード取引にかかる損害」、また、「当該払い戻しが行われたことについて」とあるのは「当該払い戻しおよびデビットカード取引が行われたことについて」
- (8) 第11条第3項中「盗難カード等を用いて行われた不正な預金払い戻し」とあるのは「盗難カード等を用いて行われた不正な預金払い戻しおよびデビットカード取引」
- (9) 第11条第4項中「(1)当該払い戻しが行われたことについて」とあるのは「(1)当該払い戻しおよびデビットカード取引が行われたことについて」
- (10) 第14条中「預金機・払出機・振込機」とあるのは「端末機」

第9条（本規定の変更）

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲載されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以上

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に係る預金規定

第1条（適用範囲）

1. この規定における預金とは「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）における預金のことをいいます。
2. この規定は、当座預金規定、新型期日指定定期預金規定、自由満期定期預金規定、取引規定集に定める各預金規定（ただし、外貨預金にかかる預金規定を除く）、およびスターワン取引総合規定に定める各預金規定（ただし、外貨預金、仕組み預金に係る預金規定を除く）に基づく各預金取引について、各預金規定に定める事項に加えて適用されます。

第2条（異動事由）

当行は、この預金について、以下の事由を「休眠預金等活用法」にもとづく異動事由として取り扱います。また、認可を受けた預金等の種類ごとの異動事由は（別紙）のとおりです。

1. 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からのこの預金の利子の支払に係るものを除きます。）
2. 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把

握することができる場合に限ります。)

3. 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）
 - (1) 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - (2) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
4. 預金者等からの申し出にもとづく当座入金帳の発行、預金通帳または証書の発行、記帳（記帳する取引がない場合は除きます。）、繰越もしくは証書と通帳間の形式変更があったこと
5. 預金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと
 - (1) 普通預金と普通預金（決済用）との切替登録
 - (2) 口座移管
6. 預金者等が次に掲げる情報の全部または一部を受領したこと
 - (1) 当行名称およびこの預金を取扱う店舗の名称
 - (2) この預金の種別
 - (3) 口座番号その他預金等の特定に必要な事項
 - (4) この預金の名義人の氏名または名称
 - (5) この預金の元本の額
7. 総合口座取引規定、スターワン取引総合規定、通帳式定期預金、通帳式通知預金、オンラインデータ伝送サービス利用契約、アンサーサービス利用契約、でんさいサービス利用契約、スターBB!利用契約にもとづく他の預金（スターワン取引総合規定においては仕組み預金、外貨預金を除き、各利用契約においては手数料引落口座を含む。）について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

第3条（最終異動日等）

1. この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - (1) 当行ウェブサイトに掲載の前条に掲げる異動が最後にあった日
 - (2) 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - (3) 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1ヵ月を経過した場合（1ヵ月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
 - (4) この預金休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
2. 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - (1) 預入期間、計算期間または償還期間の定めがあること 当該期間の末日（自動継続扱いの預金に

あっては、初回満期日)

- (2) 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと 当該事由が生じた期間の満期日
 - ① 預金者等の申し出にもとづく一部入出金の事由により預金額に異動があったこと（当行からのこの預金の利子に係わるものを除きます。）
 - ② 2015年5月1日以前に預金者等の申し出にもとづく記帳があったこと
- (3) 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと 当該支払停止が解除された日
- (4) 強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと 当該手続が終了した日
- (5) 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限り、） 当該入出金が行われた日または入出金が行われなかったことが確定した日。
- (6) 総合口座取引規定、スターワン取引総合規定、通帳式定期預金、通帳式通知預金、オンラインデータ伝送サービス利用契約、アンサーサービス利用契約、でんさいサービス利用契約、スターBB!利用契約にもとづく他の預金（スターワン取引総合規定においては仕組み預金、外貨預金を除き、各利用契約においては手数料引落預金口座を含む。）について、前各号に掲げる事由が生じたこと 当該他の預金に係る最終異動日等

第4条（休眠預金等代替金に関する取扱い）

1. この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。外貨預金、マル優預金は対象外となります。
2. 前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
3. 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申し出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。
 - (1) この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（この預金の利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと
 - (2) この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り、）
 - (3) この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
 - (4) この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
4. 当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

- (1) 当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
- (2) この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
- (3) 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

第5条（通知方法）

この預金について、第3条第1項に掲げる最終異動日等から9年以上経過した場合、お届けいただいた住所宛てに、ご連絡させていただきます。

第6条（本規定の変更）

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲載されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以上

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に係る預金規定（別紙）

認可を受けている預金等の種類、移動事由

預金等の種類	認可を受けている異動事由
当座預金	<p>民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則について以下本表において「規則」という。</p> <p>【規則第4条第3項第1号】 預金者等の申し出による以下の取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当座入金帳の発行登録（手形専用当座預金を除く） ・ 口座移管 <p>【規則第4条第3項第5号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当行からの通知に限らず預金者等から「自身の預金が今般の公告の対象となるか」の問合せがあり、規則第7条第3項各号に掲げる事項の全部または一部の情報を預金者等が受領した場合（公告対象に限らない） <p>【規則第4条第3項第6号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役務の提供について一括して契約が締結されている商品として以下の登録をしている契約口座と手数料引落口座。 <ul style="list-style-type: none"> ○オンラインデータ伝送サービス利用契約 ○アンサーサービス利用契約

	<p>○でんさいサービス利用契約</p> <p>○スターBB! 利用契約</p> <p>(法人インターネットバンキング利用契約)</p>
普通預金	<p>【規則第4条第3項第1号】</p> <p>預金者等の申し出による以下の取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 預金通帳の発行（再発行・繰越含む） ・ 記帳（再記帳、ATMによる記帳を含む、ただし記帳する取引が無い場合を除く。） ・ MS 磁気再生 <p>【規則第4条第3項第3号】</p> <p>預金者等の申し出による以下の取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 普通預金（決済用）への切替登録 ・ 口座移管 <p>【規則第4条第3項第5号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当行からの通知に限らず預金者等から「自身の預金が今般の公告の対象となるか」の問合せがあり、規則第7条第3項各号に掲げる事項の全部または一部の情報を預金者等が受領した場合（公告対象に限らない） <p>【規則第4条第3項第6号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の預金等を組み合わせた商品として総合口座として同一総合口座通帳に纏められた口座 ・ 役務の提供について一括して契約が締結されている商品として以下の登録をしている契約口座と手数料引落口座。 <ul style="list-style-type: none"> ○オンラインデータ伝送サービス利用契約 ○アンサーサービス利用契約 ○でんさいサービス利用契約 ○スターBB! 利用契約 <p>(法人インターネットバンキング利用契約)</p>
普通預金（決済用）	<p>【規則第4条第3項第1号】</p> <p>預金者等の申し出による以下の取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 預金通帳の発行（再発行・繰越含む） ・ 記帳（再記帳、ATMによる記帳を含む、ただし記帳する取引が無い場合を除く。） ・ MS 磁気再生 <p>【規則第4条第3項第3号】</p> <p>預金者等の申し出による以下の取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 普通預金への切替登録

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 口座移管 <p>【規則第4条第3項第5号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当行からの通知に限らず預金者等から「自身の預金が今般の公告の対象となるか」の問合せがあり、規則第7条第3項各号に掲げる事項の全部または一部の情報を預金者等が受領した場合（公告対象に限らない） <p>【規則第4条第3項第6号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の預金等を組み合わせた商品として総合口座として同一総合口座通帳に纏められた口座 ・ 役務の提供について一括して契約が締結されている商品として以下の登録をしている契約口座と手数料引落口座。 <ul style="list-style-type: none"> ○オンラインデータ伝送サービス利用契約 ○アンサーサービス利用契約 ○でんさいサービス利用契約 ○スターBB! 利用契約 <p style="text-align: center;">（法人インターネットバンキング利用契約）</p>
貯蓄預金	<p>【規則第4条第3項第1号】</p> <p>預金者等の申し出による以下の取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 預金通帳の発行（再発行・繰越含む） ・ 記帳（再記帳、ATMによる記帳を含む、ただし記帳する取引が無い場合を除く。） ・ MS 磁気再生 <p>【規則第4条第3項第3号】</p> <p>預金者等の申し出による以下の取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 口座移管 <p>【規則第4条第3項第5号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当行からの通知に限らず預金者等から「自身の預金が今般の公告の対象となるか」の問合せがあり、規則第7条第3項各号に掲げる事項の全部または一部の情報を預金者等が受領した場合（公告対象に限らない） <p>【規則第4条第3項第6号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役務の提供について一括して契約が締結されている商品として以下の登録をしている契約口座と手数料引落口座。 <ul style="list-style-type: none"> ○アンサーサービス利用契約
納税準備預金	<p>【規則第4条第3項第1号】</p> <p>預金者等の申し出による以下の取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 預金通帳の発行（再発行・繰越を含む） ・ 記帳（再記帳、ATMによる記帳を含む、ただし記帳する取引が無い場合

	<p>を除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ MS 磁気再生 <p>【規則第4条第3項第3号】 預金者等の申し出による以下の取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 口座移管 <p>【規則第4条第3項第5号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当行からの通知に限らず預金者等から「自身の預金が今般の公告の対象となるか」の問合せがあり、規則第7条第3項各号に掲げる事項の全部または一部の情報を預金者等が受領した場合（公告対象に限らない）
<p>スーパー定期預金（自由金利型定期預金M型）</p>	<p>【規則第4条第3項第1号】 預金者等の申し出による以下の取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 預金証書の発行（再発行を含む） ・ 預金通帳の発行（再発行・繰越を含む） ・ 通帳記帳（再記帳、ATMによる記帳を含む、ただし記帳する取引が無い場合を除く） ・ 証書式と通帳式の形式変更 <p>【規則第4条第3項第3号】 預金者等の申し出による以下の取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 口座移管 <p>【規則第4条第3項第5号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当行からの通知に限らず預金者等から「自身の預金が今般の公告の対象となるか」の問合せがあり、規則第7条第3項各号に掲げる事項の全部または一部の情報を預金者等が受領した場合（公告対象に限らない） <p>【規則第4条第3項第6号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の預金等を組み合わせた商品として総合口座として同一総合口座通帳に纏められた口座 ・ 通帳式定期預金として同一通帳への各預入定期預金
<p>大口定期預金（自由金利型定期預金）</p>	<p>【規則第4条第3項第1号】 預金者等の申し出による以下の取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 預金証書の発行（再発行を含む） ・ 預金通帳の発行（再発行・繰越を含む） ・ 通帳記帳（再記帳、ATMによる記帳を含む、ただし記帳する取引が無い場合を除く） ・ 証書式と通帳式の形式変更 <p>【規則第4条第3項第3号】 預金者等の申し出による以下の取引</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 口座移管 <p>【規則第4条第3項第5号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当行からの通知に限らず預金者等から「自身の預金が今般の公告の対象となるか」の問合せがあり、規則第7条第3項各号に掲げる事項の全部または一部の情報を預金者等が受領した場合（公告対象に限らない） <p>【規則第4条第3項第6号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の預金等を組み合わせた商品として総合口座として同一総合口座通帳に纏められた口座 ・ 通帳式定期預金として同一通帳への各預入定期預金
<p>新型期日指定定期預金 (2013年2月8日新規取り扱い中止)</p>	<p>【規則第4条第3項第1号】</p> <p>預金者等の申し出による以下の取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 預金証書の発行（再発行を含む） ・ 預金通帳の発行（再発行・繰越を含む） ・ 通帳記帳（再記帳、ATMによる記帳を含む、ただし記帳する取引が無い場合を除く） ・ 証書式と通帳式の形式変更 <p>【規則第4条第3項第3号】</p> <p>預金者等の申し出による以下の取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 口座移管 <p>【規則第4条第3項第5号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当行からの通知に限らず預金者等から「自身の預金が今般の公告の対象となるか」の問合せがあり、規則第7条第3項各号に掲げる事項の全部または一部の情報を預金者等が受領した場合（公告対象に限らない） <p>【規則第4条第3項第6号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の預金等を組み合わせた商品として総合口座として同一総合口座通帳に纏められた口座 ・ 通帳式定期預金として同一通帳への各預入定期預金
<p>自由満期定期預金 (2013年2月8日新規取り扱い中止)</p>	<p>【規則第4条第3項第1号】</p> <p>預金者等の申し出による以下の取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 預金証書の発行（再発行を含む） ・ 預金通帳の発行（再発行・繰越を含む） ・ 通帳記帳（再記帳、ATMによる記帳を含む、ただし記帳する取引が無い場合を除く） ・ 証書式と通帳式の形式変更 <p>【規則第4条第3項第3号】</p> <p>預金者等の申し出による以下の取引・口座移管</p>

	<p>【規則第4条第3項第5号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当行からの通知に限らず預金者等から「自身の預金が今般の公告の対象となるか」の問合せがあり、規則第7条第3項各号に掲げる事項の全部または一部の情報を預金者等が受領した場合（公告対象に限らない） <p>【規則第4条第3項第6号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の預金等を組み合わせた商品として総合口座として同一総合口座通帳に纏められた口座 ・ 通帳式定期預金として同一通帳への各預入定期預金
ふれあい積立定期預金	<p>【規則第4条第3項第1号】</p> <p>預金者等の申し出による以下の取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 預金通帳の発行（再発行・繰越を含む） <p>【規則第4条第3項第3号】</p> <p>預金者等の申し出による以下の取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 口座移管 <p>【規則第4条第3項第5号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当行からの通知に限らず預金者等から「自身の預金が今般の公告の対象となるか」の問合せがあり、規則第7条第3項各号に掲げる事項の全部または一部の情報を預金者等が受領した場合（公告対象に限らない）
通知預金	<p>【規則第4条第3項第1号】</p> <p>預金者等の申し出による以下の取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 預金証書の発行（再発行を含む） ・ 預金通帳の発行（再発行・繰越を含む） ・ 通帳記帳（再記帳、ATMによる記帳を含む、ただし記帳する取引が無い場合を除く） ・ 証書式と通帳式の形式変更 <p>【規則第4条第3項第3号】</p> <p>預金者等の申し出による以下の取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 口座移管 <p>【規則第4条第3項第5号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当行からの通知に限らず預金者等から「自身の預金が今般の公告の対象となるか」の問合せがあり、規則第7条第3項各号に掲げる事項の全部または一部の情報を預金者等が受領した場合（公告対象に限らない） <p>【規則第4条第3項第6号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の預金等を組み合わせた商品として通帳式通知預金として同一通帳への各預入通知預金
総合口座	<p>【規則第4条第3項第1号】</p>

	<p>預金者等の申し出による以下の取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 預金通帳の発行（再発行・繰越を含む） ・ 記帳（再記帳、ATMによる記帳を含む、ただし記帳する取引が無い場合を除く。） ・ MS 磁気再生 <p>【規則第4条第3項第3号】</p> <p>預金者等の申し出による以下の取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 普通預金と普通預金（決済用）との切替登録 ・ 口座移管 <p>【規則第4条第3項第5号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当行からの通知に限らず預金者等から「自身の預金が今般の公告の対象となるか」の問合せがあり、規則第7条第3項各号に掲げる事項の全部または一部の情報を預金者等が受領した場合（公告対象に限らない） <p>【規則第4条第3項第6号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の預金等を組み合わせた商品として総合口座として同一総合口座通帳に纏められた口座 ・ 役務の提供について一括して契約が締結されている商品として以下の登録をしている契約口座と手数料引落口座。 <ul style="list-style-type: none"> ○オンラインデータ伝送サービス利用契約 ○アンサーサービス利用契約 ○でんさいサービス利用契約 ○スターBB! 利用契約 <p>（法人インターネットバンキング利用契約）</p>
<p>スターワン円普通預金</p>	<p>【規則第4条第3項第3号】</p> <p>預金者等の申し出による以下の取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 口座移管 <p>【規則第4条第3項第5号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当行からの通知に限らず預金者等から「自身の預金が今般の公告の対象となるか」の問合せがあり、規則第7条第3項各号に掲げる事項の全部または一部の情報を預金者等が受領した場合（公告対象に限らない） <p>【規則第4条第3項第6号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の預金等を組み合わせた商品としてスターワン取引総合規定に基づきスターワン口座として纏められた預金 ・ 役務の提供について一括して契約が締結されている商品として以下の登録をしている契約口座と手数料引落口座。 <ul style="list-style-type: none"> ○オンラインデータ伝送サービス利用契約

	<p>○アンサーサービス利用契約</p> <p>○でんさいサービス利用契約</p> <p>○スターBB! 利用契約</p> <p>(法人インターネットバンキング利用契約)</p>
スターワン円定期預金	<p>【規則第4条第3項第3号】</p> <p>預金者等の申し出による以下の取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 口座移管 <p>【規則第4条第3項第5号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当行からの通知に限らず預金者等から「自身の預金が今般の公告の対象となるか」の問合せがあり、規則第7条第3項各号に掲げる事項の全部または一部の情報を預金者等が受領した場合（公告対象に限らない） <p>【規則第4条第3項第6号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の預金等を組み合わせた商品としてスターワン取引総合規定に基づきスターワン口座として纏められた預金
スターワン大口円定期預金	<p>【規則第4条第3項第3号】</p> <p>預金者等の申し出による以下の取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 口座移管 <p>【規則第4条第3項第5号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当行からの通知に限らず預金者等から「自身の預金が今般の公告の対象となるか」の問合せがあり、規則第7条第3項各号に掲げる事項の全部または一部の情報を預金者等が受領した場合（公告対象に限らない） <p>【規則第4条第3項第6号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の預金等を組み合わせた商品としてスターワン取引総合規定に基づきスターワン口座として纏められた預金
ラダリング円定期預金	<p>【規則第4条第3項第3号】</p> <p>預金者等の申し出による以下の取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 口座移管 <p>【規則第4条第3項第5号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当行からの通知に限らず預金者等から「自身の預金が今般の公告の対象となるか」の問合せがあり、規則第7条第3項各号に掲げる事項の全部または一部の情報を預金者等が受領した場合（公告対象に限らない） <p>【規則第4条第3項第6号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の預金等を組み合わせた商品としてスターワン取引総合規定に基づきスターワン口座として纏められた預金
スターワン1週間円預金	<p>【規則第4条第3項第3号】</p> <p>預金者等の申し出による以下の取引</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 口座移管 <p>【規則第4条第3項第5号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当行からの通知に限らず預金者等から「自身の預金が今般の公告の対象となるか」の問合せがあり、規則第7条第3項各号に掲げる事項の全部または一部の情報を預金者等が受領した場合（公告対象に限らない） <p>【規則第4条第3項第6号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の預金等を組み合わせた商品としてスターワン取引総合規定に基づきスターワン口座として纏められた預金
<p>スターワン積立円定期預金</p>	<p>【規則第4条第3項第3号】</p> <p>預金者等の申し出による以下の取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 口座移管 <p>【規則第4条3項第5号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当行からの通知に限らず預金者等から「自身の預金が今般の公告の対象となるか」の問合せがあり、規則第7条第3項各号に掲げる事項の全部または一部の情報を預金者等が受領した場合（公告対象に限らない） <p>【規則第4条第3項第6号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の預金等を組み合わせた商品としてスターワン取引総合規定に基づきスターワン口座として纏められた預金
<p>非居住者円普通預金</p>	<p>【規則第4条第3項第3号】</p> <p>預金者等の申し出による以下の取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 口座移管 <p>【規則第4条第3項第5号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当行からの通知に限らず預金者等から「自身の預金が今般の公告の対象となるか」の問合せがあり、規則第7条第3項各号に掲げる事項の全部または一部の情報を預金者等が受領した場合（公告対象に限らない）
<p>非居住者円定期預金</p>	<p>【規則第4条第3項第3号】</p> <p>預金者等の申し出による以下の取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 口座移管 <p>【規則第4条第3項第5号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当行からの通知に限らず預金者等から「自身の預金が今般の公告の対象となるか」の問合せがあり、規則第7条第3項各号に掲げる事項の全部または一部の情報を預金者等が受領した場合（公告対象に限らない）